

自治基本条例検討委員会
報 告 書 素 案

2004（平成16）年7月
川崎市自治基本条例検討委員会

目次

目次	i
作成委員会担当部分について	1
1 条例名称について	1
(1) 条例名称の検討の進め方	1
(2) 参考(他都市の条例名称(50音順))	1
2 前文について	2
(1) 前文で想定される構成要素(作成委員会検討内容)	2
(2) 検討委員意見	4
(3) 各都市条例の構成	9
(4) 他都市自治基本条例条文	10
3 最高規範性、見直し規定、実効性を高めるルール・しくみについて	12
(1) 最高規範性、見直し規定、実効性を高めるルール・仕組みの関係性について	12
(2) 他都市条例の規定のポイント	13
(3) 他都市条例の規定内容	14
市民自治グループ	16
1 「市民の定義」	16
2 「市民の権利」	16
3 「市民の責務」	17
4 「参加の原則」	17
5 「協働の原則」	18
6 「ともに担う公共の創造」	19
議会・行政グループ	20
1 市政を委ねること(議会、市長・主要な公務員・執行機関に対する信託)	20
2 市民自治と開かれた市政(市政運営の基本原則)	21
3 市の重要な意思決定、市政運営の監視等(議会)	22
(1) 議会の役割と責任	22
(2) 議員の役割と責任	22
(3) 議会運営について	23
4 市を統括して、これを代表する(市長・行政)	24
(1) 市長その他の執行機関の役割と責任	24
(2) 行政組織のあり方について	25
(3) 職員の役割と責任	26
(4) 計画的に行政を運営することについて	26
(5) 国や他の自治体との関係について	27
5 議会と市長(行政)の関係について	28
コミュニティ・区グループ	29
1 自治とコミュニティ	29
(1) コミュニティの役割	29
(2) コミュニティの運営	29
(3) コミュニティの規模の適正化, 地域コミュニティの単位	30
(4) コミュニティと行政の関係	30

(5) 行政の支援とコミュニティ連携	31
(6) その他	32
2 区役所の位置付け、あるべき姿	34
(1) 区役所の役割	34
(2) 組織運営の理念	35
(3) 市と区の役割分担、連携	35
3 区役所を機能させるしくみ	36
(1) 区民ニーズの把握	36
(2) 企画調整機能、予算、組織のあり方	37
(3) 地域の課題を自主的に見出し解決する仕組み	37
(4) 区民会議	37
4 7つの区のあり方	38
(1) 区の個性の尊重と連携、市民サービスの公正性	38
制度・しくみグループ	39
1 情報共有・流通のしくみ・制度	39
(1) 1の検討事項	39
(2) 2の説明	40
(3) 3の検討事項:	40
(4) 4の説明:	40
(5) 5の説明	41
2 広聴のしくみ	43
3 住民投票制度	44
4 権利の救済	46
5 評価	47
6 財政運営	48

作成委員会担当部分について

1 条例名称について

条例の全体像が見えてきた段階で検討します。

名称案を検討委員から公募します。

【解説】

(1) 条例名称の検討の進め方

- ・名称については、6月30日(水)までに事務局まで名称案を出してもらい、7月2日(金)の作成委員会で検討し、7月3日(土)の検討委員会で提案する。

(2) 参考(他都市の条例名称(50音順))

- ・愛川町自治基本条例
- ・会津坂下町まちづくり基本条例
- ・生野町まちづくり基本条例
- ・伊丹市まちづくり基本条例
- ・大佐町まちづくり基本条例
- ・大平町自治基本条例
- ・柏崎市市民参加のまちづくり基本条例
- ・清瀬市まちづくり基本条例
- ・倉石村まちづくり基本条例
- ・杉並区自治基本条例
- ・宝塚市まちづくり基本条例
- ・多摩市自治基本条例
- ・東海市まちづくり基本条例
- ・羽咋市まちづくり基本条例
- ・鳩山町まちづくり基本条例
- ・富士見市自治基本条例
- ・北海道行政基本条例
- ・南河内町まちづくり基本条例
- ・ニセコまちづくり基本条例

2 前文について

検討委員から出された前文、他都市の前文をベースに前文に必要な要素を抽出しました。

これをベースに構成を決定した上で、作成委員会で前文を起草します。

【解説】

(1) 前文で想定される構成要素（作成委員会検討内容）

川崎らしさ

<キーワード>

人口動態、少子高齢化、130万市民

環境、自然環境、丘陵、緑

様々な価値観、多様な人々、地域特性

産業、ものづくりの伝統、農業、工業、臨海部、情報化

- a わがまち川崎は急激に進む少子・高齢化、人口・産業構造の転換、情報化の進展という社会情勢の大きな変革に直面し多様な課題を抱えている中で、様々な価値観をもった130万の市民が居住し、また産業・商業・農業などに従事して様々な生活を営んでいます。
- b このまち、川崎を愛する私たち市民は、先人が育み伝えてきた自然、歴史、文化を大切にそれを更に持続発展させて次世代に引き継いでいく責務がある。
- c 私たちのまち川崎市は、清流をたたえ東京湾に注ぐ多摩川、太陽の光に緑かがやく丘陵などの自然の恵みを享け、古くからのモノづくりの伝統を生かしながら今や農業をはじめ重工業・エネルギー産業・情報産業等、国の基幹産業の重要拠点としての役割を果たしています。
- d このまちに住む私たちの生活は、少子高齢化や国際化が進み、高度情報化の進展、地球規模での環境重視型社会への移行などにより市民の価値観も多様化し、福祉や教育面を含めて大きく変化をしてきています。その結果、解決すべき様々な課題が私たちの周辺に生じています。
- e そこに様々な市民の様々な生活が営まれている。
- f 緑が豊富な丘陵の居住地域と平坦中間地及び臨海部の居住地・商業
- g 住宅地・近代工業地区の混在地域に生活圏を有し、それぞれの環境と住民意識や課題は異なる特性がある
- h 都市圏の肥大化とともに人口が増加しました。戦後の国土開発計画や、産業政策の展開にともなって、人口分布は全域で増加するようになり、
- i 歴史や文化、経済などいくつかの異なった地域特性を持っています。
- j また、川崎には多様な人々が住み・暮らしています。
- k 東京、横浜に隣接し、
- l 産業都市として伝統的に培われてきた技術力、研究開発力、人材力の蓄積は大切な宝物

自治

<キーワード>

自己決定「私たちのまちのことは自分で決める」、主権者、住民主体、市民主役、住民の協力、力をあわせ(条例の位置付けに類似事項)

地域の特色を生かす

個人の尊厳の尊重(安全安心にも類似事項)

行政との協働(条例の位置付けに類似事項)

議会、行政の責務(条例の位置付けに類似事項)

平和(安全、安心、生活にも類似事項)

最高規範(条例の位置付けに類似事項)

- a 地方分権の時代にあって様々な立場にある私たち市民は「私たちの町のことは私たちが決める」という市民自治最優先の大原則のもとに、
- b 市民が主役となったまちづくりを実現します。
- c 自分たちが住む町のことは、自分たちで決め、自分たちが出来ることは自分たちでやっていく。それが自治の基本です。一つのことをみんなで決めるには時間がかかるかもしれませんが、お互いを尊重しながら、認め合いながら、話し合っていきます。一人ひとりの出来ることは小さいかもしれませんが、みんなで力を合わせて、進めます
- d これらの課題を市民が納得いくように解決するためには、行政任せではなく市民が主体となって行政と力を合わせ取り組む必要があります。課題解決のみならず、これからの「まちづくり」にあたっては、市民が主体となって行政と協力して活動する「協働」が最も重要です。
- e 『私たちのまちのことは、私たちがきめる』という市民自治の基本
- f 自分たちが住む町のことは、自分たちで決め、自分たちが出来ることは自分たちでやっていく。それが自治の基本です。
- g まちの主権者としてお互いに力をあわせ、平和と民主主義を基調とする・憲法を暮らしのなか
に生かし、平和のうちに生存し、良好な環境のなかで健康で文化的な・生活を営むことを求め、
すべての市民にゆきわたる福祉を追求し、互いに自由と人格を・尊重しあう個性ある市民社会
をつくり出します
- h 様々な立場の人々がお互いに共生しあい、市民、市長、市議会議員などが一体となって
- i ひとり一人の人々の尊厳を大切にしながら
- j 市条例・規則の上位の規範として
- k 地域別特性があり、地域毎に適した市民活動と市政が必要
- l 市長、市議会議員と共に役割と責務を明らかにし、
- m 行政(市・区)と市民との協働
- n それぞれの地域が特徴を持ち、一つの色に染まらない川崎。
- o 人権を尊重する精神と平和を愛する心を持って、みんなで力を合わせて、

安全・安心、生活

<キーワード>

安全・安心のまち

平和(条例の位置付けに再掲)

個人の尊厳(自治と重複)

- a 自らが支え支えられているとの自覚を持ち、個人の自律を尊重するが故に他人の自立、社会公共的な価値を尊重し、子供は夢をもち、若人は希望に満ちあふれ、高齢者は、生きがいを感じ、また心身障害者などの社会的弱者には、いたわりがある、あかるい活気と潤いとそして温かみのある安全で暮らし良い、
- b 安心して暮らせるまち
- c 主権者として平和と民主主義に基づく憲法を暮らしに生かし、健康で文化的な豊かな暮らしを実現するために
- d だれもが自分らしく安心して暮らせるまち川崎
- e 市民が等しく人間として尊重される

将来展望、条例の位置付け・基本理念・制定の目的

<キーワード>

最高規範(自治に類似事項)

行政運営の原則

互いの立場の尊重、人権尊重(自治に類似事項)

協働(自治に類似事項)

様々な価値観、多様な人々、地域特性(自治に類似事項)

- a 市政 80 周年を迎えたわがまち川崎はこの目的を達成するため、ここに市民参加によって策定された、参加と協働の原則、情報共有の原則、政策・行政評価の原則、総合行政の原則を基軸として、市民が信託する行政、市議会の役割と責務を明らかにした、あらゆる市条例・規則の最高規範である、自治基本条例を制定します。
- b より良い暮らしのために、お互いの立場を尊重しあいながら他の人々と連携し「くらしたいまちをつくる」ためにここに自治基本条例を制定いたします。
- c 地方分権化が進展する中であって、私たちが住むまちでその内実を高めていくためにも、市民は進んでまちづくりに参加し、行政は市民の主体性を尊重して市民に開かれた存在となり、そして両者が力を合わせて協働を推進する仕組みの実現を目指し、ここに「川崎市自治基本条例」を制定します。

(2) 検討委員意見

第 1 案

私たち川崎市民は、『私たちのまちのことは、私たちがきめる』という市民自治の基本のもとに、この市民自治基本条例を制定する。

私たちは、主権者として平和と民主主義に基づく憲法を暮らしに生かし、健康で文化的な豊かな暮らしを実現するために条例を定めて行使することを目的とする。

私たち川崎市民は、緑が豊富な丘陵の居住地域と平坦中間地及び臨海部の居住地・商業地・近代工業地区の混在地域に生活圏を有し、それぞれの環境と住民意識や課題は異なる特性があることを認め、各行政区はその特質を尊重する施策を講じるよう条例で定める。

私たち川崎市民は、物質至上主義から脱却して、自らを愛し、家族を愛し、郷土を愛する心が公共心を育み、子どもたちに明るい未来を、青年に希望を、老人に生きがいを、障害者には優しさを感じる明るい人間環境づくりのための政策を推進する。

この自治基本条例は、市民が市長、市議会議員と共に役割と責務を明らかにし、市民参加・協働の基本原則を定め、市民意見が反映された開かれた行政運営を行うために、具体的な制度・仕組みを規定する。

私たち川崎市民は、この自治基本条例の制定により地方分権の理念を最大限に生かし、

川崎市民として自身と誇りをもって暮らせる都市づくりを、将来に向かって推進することを誓う。

第2案

わがまち川崎は急激に進む少子・高齢化、人口・産業構造の転換、情報化の進展という社会情勢の大きな変革に直面し多様な課題を抱えている中で、様々な価値観をもった130万の市民が居住し、また産業・商業・農業などに従事して様々な生活を営んでいます。

地方分権の時代にあって様々な立場にある私たち市民は「私たちの町のことは私たちが決める」という市民自治最優先の大原則のもとに、自らが支え支えられているとの自覚を持ち、個人の自立を尊重するが故に他人の自立、社会公共的な価値を尊重し、子供は夢をもち、若人は希望に満ちあふれ、高齢者は、生きがいを感じ、また心身障害者などの社会的弱者には、いたわりがある、あかるい活気と潤いとそして温かみのある安全で暮らし良い、市民が主役となったまちづくりを実現します。

市政80周年を迎えたわがまち川崎はこの目的を達成するため、ここに市民参加によって策定された、参加と協働の原則、情報共有の原則、政策・行政評価の原則、総合行政の原則を基軸として、市民が信託する行政、市議会の役割と責務を明らかにした、あらゆる市条例・規則の最高規範である、自治基本条例を制定します。

第3案

川崎市は、昭和27年4月28日、日本国の主権が回復して以来、自由民主主義国の一員として行動する日本国の一地方自治体であった。

川崎市は、全世界の見本となるべく、基本的人権を尊重し、地方自治を確かなものにする為に、平成17年4月28日川崎市議会の賛成多数を以って、ここに川崎市自治基本条例を制定する。

第4案

私たちのまち川崎市は、清流をたたえ東京湾に注ぐ多摩川、太陽の光に緑かがやく丘陵などの自然の恵みを享け、古くからのモノづくりの伝統を生かしながら今や農業をはじめ重工業・エネルギー産業・情報産業等、国の基幹産業の重要拠点としての役割を果たしています。

このまちに住む私たちの生活は、少子高齢化や国際化が進み、高度情報化の進展、地球規模での環境重視型社会への移行などにより市民の価値観も多様化し、福祉や教育面を含めて大きく変化をしてきています。その結果、解決すべき様々な課題が私たちの周辺に生じています。

これらの課題を市民が納得いくように解決するためには、行政任せではなく市民が主体となって行政と力を合わせ取り組む必要があります。課題解決のみならず、これからの「まちづくり」にあたっては、市民が主体となって行政と協力して活動する「協働」が最も重要です。

地方分権化が進展する中であって、私たちが住むまちでその内実を高めていくためにも、市民は進んでまちづくりに参加し、行政は市民の主体性を尊重して市民に開かれた存在となり、そして両者が力を合わせて協働を推進する仕組みの実現を目指し、ここに「川崎市自治基本条例」を制定します。

第5案

私たちは、この川崎市が母なる川・多摩川の水と、青空と、武蔵野の面影を残す緑のもとで、ともに働き、いい、真に市民の心のふるさとと呼べるにふさわしい都市として、よみがえるため、市民と自然が共生し、文化の香り豊かな市格と魅力をもち、新しい都市「人間賛歌都市」を創造していくことを決意して行動を起こさなければなりません。

そこには、子供は夢をもち、若人は希望に満ちあふれ、高齢者は、生きがいを感じ、また心身障害者などの弱者には、いたわりがある、あかるい人間生活の環境が確保されなければなりません。

この川崎市市民自治基本条例は、市民主体の市民による市民のための自治をめざし、市民が市長、市議会議員等と一体となり「人間賛歌都市」を実現するための川崎市の基本理念であり、憲法であります。

この理念のもとで都市運営にあたる市政は、人間尊重を基本として市民生活を最優先に志向し、希望のある将来の川崎市の総合計画施行にあたっては、つねに市民の負担による税を尊重して、公平で効率的に重点的に志向しなければなりません。

市民も市政に対してパートナーシップの精神にのっとり積極的に参画して、おたがいが信頼できる関係を構築し、世界に誇れる「人間賛歌都市」としての川崎市のまちづくりに全力をあげ、新しい都市文明の創造に向って、日々前進することを目指し、ここにこの条例を制定します。

前文の考え方

- 1、川崎都市憲章(条例)原案:川崎都市憲章起草委員会(1973年2月7日)を参照
- 2、川崎市らしさ、川崎の特徴をうたう。
- 3、「人間都市」をこえて「人間賛歌都市」を宣言する。
- 4、行政の役割及び市民の役割の基本的考え方をうたう。
- 5、信頼と尊重をうたう。
などを盛り込む様に考えたものです。

第6案

(呼びかけ調の前文)

自分たちが住む町のことは、自分たちで決め、自分たちが出来ることは自分たちでやっていく。それが自治の基本です。一つのことをみんなで決めるには時間がかかるかもしれませんが、お互いを尊重しながら、認め合いながら、話し合おうではありませんか。一人ひとりの出来ることは小さいかもしれませんが、みんなで力を合わせて、進めようではありませんか。

議会はそんな一人ひとりの市民の声を、市全体としてまとめていく場です。行政は市民だけでは出来ないことを行い、そして、市民の自治の活動を支える組織です。行政の長たる市長は、常に自ら新しい価値を生み出すことの出来る組織運営を行って下さい。また、議会も、行政も、市長も、いつも市民の声を聞いて下さい。

多摩川、二ヶ領用水、多摩丘陵と、豊かな自然の恵みのもと、多くの困難を乗り越えて、川崎は育ってきました。これからも身近な問題から地球規模の問題と、いろいろな問題が出てくるでしょう。また、ますます複雑化し、途方にくれることもあるでしょう。そんな一つひとつの問題に、多様な生き物の存在を認め、平和を愛する心と基本的な人権を大切にす精神を持って、みんなで力を合わせて、対処していこうではありませんか。

それぞれの地域が特徴を持ち、一つの色に染まらない川崎。そんな川崎で、市民一人ひとりが個性を発揮し、多くの人がつながりを持ち、仲間作りを行い、市民と事業者も手を携え、地域地域が元気になり、世界に向けて誇ることの出来る川崎にみんなでしていきましょう。

(宣言調の前文)

自分たちが住む町のことは、自分たちで決め、自分たちが出来ることは自分たちでやっていく。それが自治の基本です。一つのことをみんなで決めるには時間がかかるかもしれませんが、お互いを尊重しながら、認め合いながら、話し合っていきます。一人ひとりの出来ることは小さいかもしれませんが、みんなで力を合わせて、進めます。

議会はそんな市民の声を市全体としてまとめていきます。行政は市民だけでは出来ないことを行い、そして、市民の自治の活動を支えます。市長は、常に自ら新しい価値を生み出すことの出来る組織運営を行います。また、議会も、行政も、市長も、いつも市民の声に耳を傾けます。

多摩川、二ヶ領用水、多摩丘陵と、豊かな自然の恵みのもと、多くの困難を乗り越えて、川崎は育ってきました。これからも身近な問題から地球規模の問題まで、ますます複雑化して現れてきます。そんな一つひとつの問題に、多様な生き物の存在を認め、基本的な人権を尊重する精神と平和を愛する心を持って、みんなで力を合わせて、対処していきます。

それぞれの地域が特徴を持ち、一つの色に染まらない川崎。そんな川崎で、市民一人ひとりが個性を発揮し、多くの人がつながりを持ち、仲間作りを行い、市民と事業者も手を携え、地域地域が元気になり、世界に向けて誇ることの出来る川崎にしていきます。

第7案

海を南に、東に多摩川、北に豊かな緑、私たちの街川崎市は、自然に恵まれ、世界100ヶ国を超える、外国籍の人々も住む、人口130万人、日本有数の大都市です、そして、曾って、日本の重工業産業を支える、中核都市でもありました。

時代の変遷とともに、重工業は今、知能集積型のハイテク産業へ、また市内は、音楽溢れる文化の街へと、移り変わりつつあるも、都市化の進展は貴重な緑を蝕み、巨大マンションラッシュは、住環境の悪化をもたらすなど、様々な問題も生じております。

このような中で、自分たちの住む街は、自分たちで、誰でもが、安全で安心して住み暮らし、多様な異文化も、共存共生する市民文化を育て、議会、行政、市民の協働の下「市民の市民による市民のための」21世紀にふさわしい、平和な人権国際都市、川崎自治実現のため、この条例を定めるものである。

第8案

わたしたちは、だれもが自分らしく安心して暮らせるまち川崎をめざします。

わたしたちは、まちの主権者としてお互いに力をあわせ、平和と民主主義を基調とする憲法を暮らしのなかに生かし、平和のうちに生存し、良好な環境のなかで健康で文化的な生活を営むことを求め、すべての市民にゆきわたる福祉を追求し、互いに自由と人格を尊重しあう個性ある市民社会をつくり出します。

より良い暮らしのために、お互いの立場を尊重しあいながら他の人々と連携し「くらしたいまちをつくる」ためにここに自治基本条例を制定いたします。

東西に(南北に)細長い川崎は、この100年で都市圏の肥大化とともに人口が増加しました。戦後の国土開発計画や、産業政策の展開にともなって、人口分布は全域で増加するようになり、川崎市が政令指定都市となったのち、現在の7つの行政区にわかれています。川崎は、歴史や文化、経済などいくつかの異なった地域特性を持っています。また、川崎には多様な人々が住み暮らしています。

様々な立場の人々がお互いに共生しあい、市民、市長、市議会議員などが一体となって、自分たちのまちのことは自分たちで考え、みんなで協力し、積極的にまちづくりに参加して、ひとり一人の人々の尊厳を大切にしながら市民の生活を最優先に暮らしていける川崎市をつくりまします。

第9案

誰もが普遍的に持っている「自分の人生や、暮らしを充実したものにしたい」、「自分の存在をかけがえのないものとして認め、また他者からも認められる関係の中で、安心して暮らしたい」という願い。

また、私たちが暮らす環境が損なわれず、未来に希望を持ち生きていきたいという願い。川

崎市にかかわるすべての人にとって、この願いをかなえられる状態に近づけるための手段として、自治基本条例を策定し、これをその願いをかなえるために有効に活用していくことをめざす。

第10案

我々がこれまで経験したことがない社会の質的变化があり、高齢化社会、急激な情報化の進展、国際社会の枠組みの変化、急激な情報化の進展、国際社会の枠組みの変化、地球規模での温暖化現象、公害問題等に伴う諸々の環境の危機に直面しています。

このような状況下において、私たちの生活を取り巻く現代の情勢は著しく変化している。このことを踏まえ、私たちが生活している川崎市（首都圏）では、これらの諸課題を解決しつつ、すべての市民が共感できる豊かな質的に高い川崎市（都市社会）として活力と潤いのある町づくりのための新たな創造を目指した将来像を見つめつつ前文が記されればと思料します。

（主意見）

- 1．全ての市民が等しく人間として尊重される自由と活力と潤いのあるかつ安全で安心の町づくりのための記述。
- 2．憲法で保障されている自治権は個性的で豊かな都市づくりを進めるための基本権利である市民主権ということ踏まえ、（市民社会と連帯）自治と分権を確保することを記述。
- 3．市民社会をめぐる環境は、多様化、複雑化していくと予想されますが、市民生活優先の堅持を記述。
- 4．人と自然が共生する環境と心豊かに生活できる活力と安らぎと潤う町を目指す記述。
- 5．生きがいとゆとり、個性的で魅力ある都市づくりの重要事項を記す。
- 6．危機管理に関する事項
 - ・安全、安心な生活の確保について（防災、防犯を含む）
 - ・交通機能（快適な市民生活を支える）
- 7．情報の共有化に関する事、市民参加と協働に関する事

第11案

国際環境の変化の中で、我が国は少子・高齢化や情報化の進展、社会の成熟化など社会情勢の大きな変化に直面している。

川崎市は多摩川を背にして南北に長く、夫々の地が川と街道沿いに発展したが、市の南部は我が国の産業進展とともに臨海工業地帯となり公害に取り組み、北部は農地の中にベッドタウンとして整備され、環境を保持し、又、夫々の地域は商業の中核地を育てて来た。

市民は自治の主権者として市民自身の姿勢をもとに市政運営のあり方、市と市民の関係、市と国の関係につき条例として位置付けを明確にし、市民及び市が共有する。このためあらゆる市条例・規則の上位の規範としてこの条例を制定する。

市民の目指す都市は、明るく住みよい安全で健康な、快適で美しく且つ利便性のある都市である。

自治は市民とともに、市民の住む地域が主体であり、市民の積極的な支持と参画のある地域コミュニティーの上に市民活動を支える地域社会づくりを必要とする。市内は特に地域別特性があり、地域毎に適した市民活動と市政が必要で区又は区単位の活動が重要で役割が大きい。

自治が中央集権から地方分権へ動く流れの中で、市は地方公共団体として自主性と自立性を高め、総合的な行政を市として責任をもって進める。

市政を進める役割として市民、事業者、市行政、市議会が夫々協力し、社会保障、教育、文化、福祉、環境、産業振興、治安、情報公開等市民が求める理念に進まねばならない。

第 12 案

川崎らしさを活かしたまちづくりの方向について

川崎の地理的条件は大きな長所である。それを活かしたまちづくりをすすめる。

- ・川崎市には、海、川、丘陵など豊かな自然がある。
- ・巨大都市東京、横浜に隣接し、首都圏の中心部に位置している。
- ・広域的、国際的な拠点性を十分有している。

産業都市として伝統的に培われてきた技術力、研究開発力、人材力の蓄積は大切な宝物である。これを活かして国内、国際的に存在感のあるまちづくりをすすめる。

市民自治について

個別分野毎の政策、施策、提案等の実施を担保、保障する根拠となる。

市民が主役としてのまちづくり、その基本的原則、システムの設計書として

- ・主権在市民、市民の自治体に対する「信託」が原則
- ・市民(企業、団体を含む)、市長、議会の責務、権利
- ・情報開示共有、「参加と協働」の原則

(3) 各都市条例の構成



(4) 他都市自治基本条例条文

<p>ニセコ町まちづくり基本条例 平成13年4月1日施行</p> <p>ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。</p>	<p>宝塚市まちづくり基本条例 平成14年4月1日施行</p> <p>宝塚市は、武庫川の清流と六甲・北摂の豊かな山なみに象徴される素晴らしい自然環境に恵まれ、また、この豊かな自然環境と先人が培ってきた歴史と文化の息づく都市の景観が調和した美しいまちとして知られています。</p>	<p>生野町まちづくり基本条例 平成14年6月1日施行</p> <p>播磨と但馬の国境に位置する生野は、分水嶺として豊かな自然に恵まれ、古くから生野銀山とともに発展し、明治22年(1889年)の町制施行から今日に至るまで独立独歩を貫いてきたまちです。</p>	<p>清瀬市まちづくり基本条例 平成15年4月1日施行</p> <p>清瀬市は、武蔵野の雑木林、柳瀬川、その流域の水田と台地上の畑等に象徴される純農村地域として長い開拓の歴史を歩み、その後、清らかな空気を求め結核療養施設をはじめ医療施設が次々に立地するとともに多くの住宅が建設され、それらが雑木林や農地などと共存しながら現在に至っています。</p>
<p>まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。</p>	<p>私たちは、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、この美しい宝塚が「住み続けたい、訪れてみたいまち」となるようにしていかなければなりません。</p>	<p>江戸時代には幕府の直轄地として財政を支え、明治にはフランス人技術者とともに近代日本の礎を築き、その後も日本の経済発展に大きく貢献してきました。また、全国各地からたくさんの人々が行き交う中で、“人みなどともに和する”という偕和(かいわ)の精神のもとに多様な文化が融合し、現在でも産業、教育、生活習慣、町並みなどにも生野独自の文化が脈々と息づいています。</p>	<p>わたしたち市民は、このような清瀬市固有の川や農地・雑木林等のかけがえのない美しい自然と医療・福祉施設の集積を活用しながら、豊かな自然環境と住環境が調和し、だれもが、健康で安心して快適に住みやすいまちを目指します。</p>
<p>わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよるこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。</p>	<p>そのためには、地方自治の本旨ののっとり、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、生活者である市民の立場からまちづくりを進めていかなければなりません。</p>	<p>生野町では全国における真の住民自治実現へのバイオニアとして、地域づくり生野塾をはじめとする協働のまちづくりが行われており、町民一人ひとりが自己責任のもとに行動しようとする意識が高まっています。</p>	<p>わたしたち市民は、市民一人ひとりを大切にし、人と人とのつながりを育み、地域自治の担い手として市民と行政との協働によるまちづくりを行います。</p>
	<p>また、まちづくりは、市民と市の協働を基本とし、市民の持つ豊かな創造性、知識、社会経験等が十分に生かされることが必要です。</p>	<p>先人から受け継いできた生野の文化を将来へ伝えていくためにも、過去を知り、今を学び、未来を考える中で、生野町民としての夢・希望・誇りに満ちた生野らしいまちづくりを推し進めていく必要があります。</p>	<p>わたしたち市民は、これまでの清瀬の歴史を尊重し、今後子どもからお年寄りまでが生涯にわたり清瀬市で学び、働き、暮らし続けられるまちづくりを自らの手で進めるため、ここにまちづくり基本条例を制定します。</p>
	<p>このような認識の下に、市民と市がまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。</p>	<p>ここに私たち生野町民は、偕和の精神を持って、一人ひとりの基本的人権を尊重し、国籍、年齢、性別等に関係なく、町民が共にまちづくりに参画し、考え、行動しながら、町民自らによるまちづくりを実現するために、この条例を制定します。</p>	

北海道行政基本条例 平成十四年十月十八日	杉並区自治基本条例 平成15年5月1日	多摩市自治基本条例	
国際化をはじめ、少子高齢化の進行や高度情報化の進展、環境重視型社会への移行など北海道を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、また、社会の成熟化に伴い、道民の価値観も多様化している。	地方自治とは、本来、そこに住み、暮らす住民のためにあるものであり、地域のことは、住民自らが責任を持って決めていくことが、自治の基本である。自治体としての杉並区には、区民の信託にこたえ、区民との協働により、地域の資源や個性を生かした豊かできめ細かな区政を行う責務がある。そうした責務を果たし、杉並区が真に自立した地方自治体となっていくためには、地方政府としての枠組みと、住民の行政への参画及び行政と住民との協働の仕組みを自ら定めることが求められている。	私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。	
こうした中で、道内では、多くの人が、各地域の多様な特性を生かした産業の新たな展開に向けて、あるいは、福祉、環境、教育など様々な分野における公共的な課題の解決に向けて、積極的な活動を繰り広げている。	武蔵野の面影を残すみどりや水辺、歴史の中で形作られた道や街並み、そして、そこに住み、暮らす区民の活発な住民活動と住民自治への先進的な取組などは、杉並区の誇るべき財産である。	私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育てています。	
地方分権が進展する今日、この北海道において、地方自治を更に発展させて、地域のことは地域の責任の下に決定する分権型社会を実現し、個性豊かで活力ある地域社会を築いていくためには、地域づくりの主体である道民と道及び市町村がそれぞれの役割と責任を果たし、互いに連携を深めることによって、共に新しい時代の進路を拓(ひら)いていくことが求められている。	私たち区民は、このような「杉並らしさ」を大切にしながら、杉並らしい自治を築いていくことを宣言する。そして、区民主権に基づく住民自治の更なる進展のために、最大限の努力を払い、区民一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って区政に参画し、協働する「自治のまち」を創つていくことを目指し、ここにこの条例を制定する。	私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。	
こうした観点から、道政の推進に当たっては、道民と情報を共有し、道民が道政に参加する機会を拡大するとともに、公共的な分野における道民との協働を進め、更に市町村との連携協力を深めていかなければならない。		そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。	
道では、これまで、道政改革を進め、情報公開や政策評価などの行政運営に関する制度を整備してきたが、今後とも、このような取組を更に進めるとともに、様々な制度を相互に連動させることにより、本道の実情に即した質の高い政策を展開し、多様化する課題や道民のニーズに対応していかねばならない。		このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。	
このような考え方に立って、道政運営の全般にわたる指針として、基本となる理念及び原則を明らかにすることにより、新しい時代に対応した道政運営を確立し、道民及び市町村と一体となって、活力に満ち、ゆとりと豊かさを実感できる北海道を築いていくため、この条例を制定する。			

3 最高規範性、見直し規定、実効性を高めるルール・しくみについて

(条例の位置づけ)

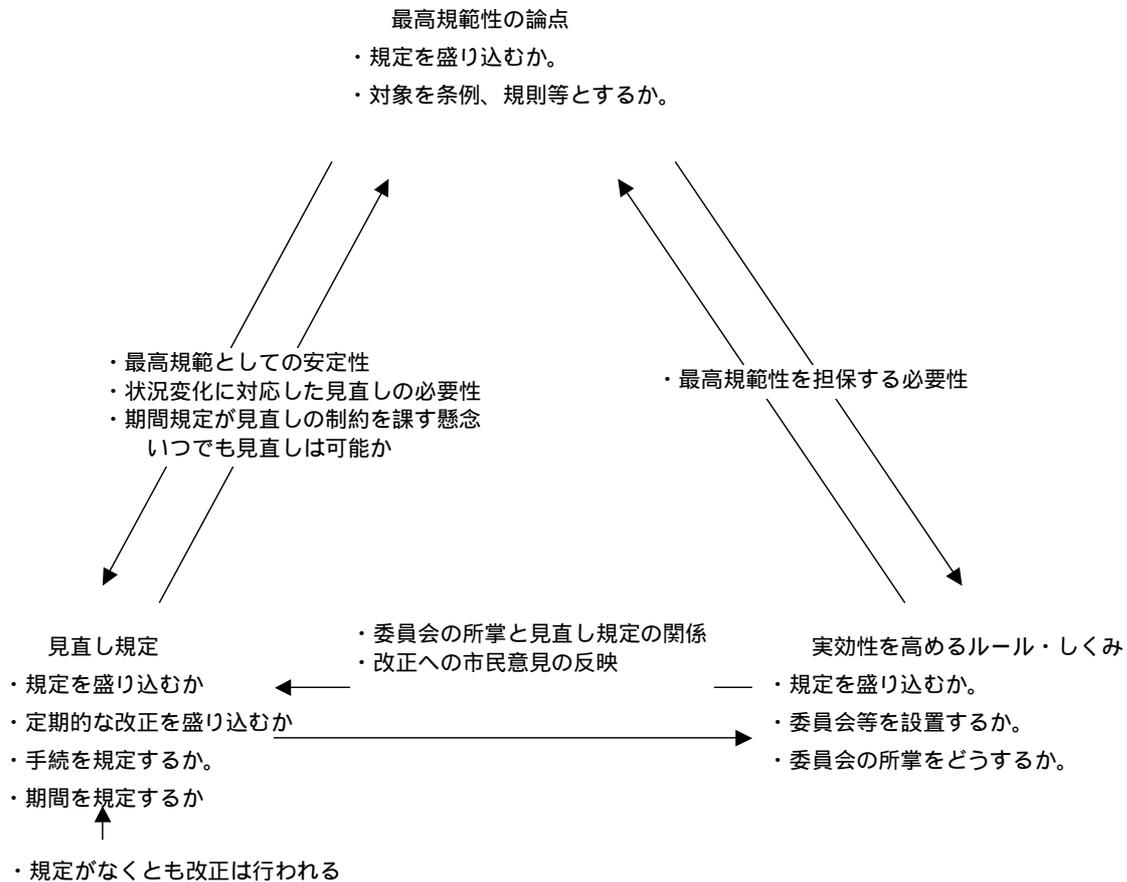
この条例は、私たち市民の自治について最も基本的な原理を定めた最高規範であり、他の条例・規則等の制定・運用・改廃に当たっては、この条例に定める事項を尊重しなければならない。

((仮称)自治推進委員会)

川崎の市民自治推進をはかるために、市民参加の「(仮称)自治推進委員会」を設置します。

【解説】

(1) 最高規範性、見直し規定、実効性を高めるルール・仕組みの関係性について



(2) 他都市条例の規定のポイント

- ・ 3点を全て規定している条例は見られない。
- ・ 最高規範性で見直しのセットはニセコ町のみ
最高規範は安定的であるべきとの考え？
- ・ 最高規範性を規定し、見直し、ルール仕組みはない条例が2つ
最高規範性を規定すればそれを担保する仕組みは必要なく、定期的な見直しよりも安定性を志向？
- ・ 条例の見直し規定のみを有するのは2条例（両者とも条例化されていない）
- ・ 多摩市は最高規範性と実効性を高めるルール・しくみを規定
見直し規定と委員会の関係性を明確にしていない

(3) 他都市条例の規定内容

	ニセコ町まちづくり基本条例 平成13年4月1日施行	宝塚市まちづくり基本条例 平成14年4月1日施行	生野町まちづくり基本条例 平成14年6月1日施行	清瀬市まちづくり基本条例 平成15年4月1日施行
最高 規範性	<p>第13章 まちづくり基本条例の位置付け等 (この条例の位置付け)</p> <p>第43条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 (条例等の体系化)</p> <p>第44条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図る</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第18条 市は、行政分野ごとの基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程によりまちづくり制度を設ける場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。</p>	<p>(最高規範性)</p> <p>第34条 この条例は、生野町のまちづくりの基本原則を定めた条例であり、他の条例を制定する場合は、この条例に定める事項を遵守しなければならない。 (条例の体系化)</p> <p>第35条 町は、この条例に定める内容に即して、他の条例、規則等の体系化を図るものとする。</p>	
見直し 規定	<p>(この条例の検討及び見直し)</p> <p>第45条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。 2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。</p>			<p>(条例の改正)</p> <p>第14条 市は、この条例を改正しようとする場合は、市民の意見を適切に反映するための措置を講じなければならない。</p>
実効性を たかめる ルール・ しくみ				<p>(清瀬市まちづくり委員会)</p> <p>第9条 市長は、附属機関として、清瀬市まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 2 委員会は、まちづくりについての市民の提案及びこの条例が適切に運営されているかをそれぞれ審議し、その結果を市長に対し提言することを目的とする。 3 市長は、委員会の提言を尊重しなければならない。 4 委員会の委員は20名以内で組織し、委員のうち半数は公募の委員とする。 5 委員会の委員の任期は2年とし、再任することはできない。</p>

杉並区自治基本条例 平成15年5月1日	多摩市自治基本条例	高知県自治基本条例(2000年)	群馬県自治基本条例(素案)(1996年)	
第31条 この条例は、区政の基本事項について、区が定める最高規範であり、区は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。	(条例の位置付け) 第2条 この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原則を定めるものであり、市が定める最高規範です。			最高規範性
		(改正) 第16条 知事は、この条例の改正を行おうとする場合は、県民の意見を適切に反映するための措置を講じなければならない。	(改正) 第16条 知事は、この条例の改正を行おうとする場合は、県民の意見を適切に反映するための措置を講じなければならない。 第5章 条例の改正 (条例改正手続) 第14条 この条例の改正は、県民意見の聴取その他県民の意思を集約するための措置を講ずるとともに、別に定める手続により有権者による県民投票を経て、行うものとする。	見直し規定
	第6章自治推進委員会の設置等 (自治推進委員会の設置) 第30条私たちのまちの自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。 2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。 4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。 5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による6人以内の委員をもって構成します。 6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。			実効性をたかめるルール・しくみ

市民自治グループ

1 「市民の定義」

市民...川崎市に暮らし、働き、学び、活動するすべての人をいう。

市民等...前号に掲げる者のほか、市内で市民活動を行う団体や市内に事務所又は事業所、土地・建物を持つ団体をいう。

【解説】

- ・市民とは、広くまちづくりに関わる個人を指し、市内に土地・建物を所有する人や、市に権利・義務関係を有する人も含みます。
- ・川崎市には、多くの外国人市民が居住していますが、基本的人権や平等の見地から市民の範囲を広く考える必要があります。
- ・納税者だけではなく、暮らし、働き、学び、活動する人まで範囲を広げることにより、基本的人権の保障に限らず、多くの市民がまちづくりに参加し、その地域への自治意識や愛着も深まり地域に活性化につながります。
- ・具体的な場面では、市民の定義を細かく規定することが必要な場合もありますが、これは別の条例等で規定し（例えば子どもの権利条例のように）、市民の定義に柔軟性を持たせた方が今後の様々な場面への対応が可能になります。

2 「市民の権利」

自治権...市民は、まちの主権者としてお互いに力をあわせ、「私たちのまちのことは、私たちがきめる」という市民自治の権利を持ちます。

平和的生存権...市民は、平和と民主主義を基調とする憲法を暮らしのなかに生かし、平和のうちに生存する権利を持ちます。

環境権...市民は、良好な環境のなかで生活を営む権利を持ちます。

参加する権利...市民は、市の総合計画をはじめ、計画の策定及び決定、事業の実施及び評価の各段階で参加する権利を有します。

知る権利...市民は市政に関する情報を知る権利を持ちます。

【解説】

- ・市民自治とは、市民が主体的にさまざまな社会的な問題解決に向けて考え行動すること
- ・核兵器廃絶平和都市宣言を行った川崎市は、恒久の平和と安全を実現することを願い、市民の平和的生存権を保障します。
- ・川崎市は、平和的生存権を守るために、川崎市を「無防備地域」とすることを今後の川崎市政の視野に置きます。
- ・市民は、協働事業についても、事業提案権や事業選定、評価など、参加する権利を持ちます（後述）。
- ・自治権については、他の権利とは異なり、自治基本条例の根幹をなすものであり、前文での記述方法や、基本原則としての位置付けについても検討を行います。

3 「市民の責務」

市民は、市民自治の原則のもとに、自らの行動と発言に責任を持たなければなりません。

市民は、お互いが助け合い、心豊かな関係をつくり、互いに自由と人格を尊重しあう個性ある市民社会をつくり出す責務を持ちます。

市民は、持続可能な地域づくりをめざして、環境の実情を認識し、次世代と川崎市域に止まらず国内外の他の地域へ配慮しつつ環境の保全につとめる義務と行動していく責務を持ちます。

【解説】

- ・市民の責務のうち、参加の権利や協働の原則に関するものは、別途規定しています。
- ・平和的生存権についても、市民自らが平和を作り上げていく責務として規定していく方向で検討します。
- ・環境に関して、「地球市民としての自覚」という表現を用いて責務として規定するか、前文にて表現することについても検討します。
- ・「環境権」に対応しての責務です。地球温暖化などの地球規模での環境問題が顕在化しています。市民はこれまでは環境問題の被害者だったのですが、現在においては市民の便利で豊かな生活そのものが環境問題を引き起こしていることから、加害者にもなっている現状です。従って、次世代に現在と同じような環境を受け渡す責務があるという観点が必要です。また、世界の資源のおよそ8割を、2割の先進国の人たちが使っているのです。残り2割の資源を世界の8割の人たちが使えるだけです。この様なことから発展途上国の人々にも配慮することが「地球市民としての自覚」を持つことが私たちのつとめです。

4 「参加の原則」

市民は自治の主体であることを自覚し、自らの暮らしをより充実したものとするために、暮らしやすい地域社会をつくるためのまちづくりに参加します。

市民は、市の総合計画をはじめ、市の計画の策定及び決定、事業の実施及び評価の各段階で参加する権利を持ちます。

市民は、市政に関する情報を知る権利を持ちます。

参加する市民は、参加で知りえた情報を積極的に発信するよう努めます。

市民は、一個人としての「私」を大切にするとともに、市民相互の立場を尊重し、協力し合いながらまちづくりの主役として、担い手としてまちづくりに努めます。

【解説】

- ・参加とは、積極的・主体的に参加すること、いわゆる参画の意味を含んだものとします。「参加」というと、「既に与えられた何かにあとから入っていく」という少し受身的なイメージがあります。そして言いたいことだけを言って、責任は伴わない感じを受けます。今後市民による自治を推進していくためには、「主体的に市民が動く」とい

う意味を含んだ「参画」という言葉を多く用いることが適切だと考えます。ここでいう「参加」とは、この「参画」という意味も含んだ広い範囲での言葉として定義します。

- ・市民は、地域社会のなかでまちづくりに参加しながら、助け合い心豊かな関係をつくっていくことが重要です。
- ・ある時は意見が異なることがあってもお互いの意見を尊重しながら発言し、また行動していく責任を持つと考えます。
- ・私たちは、政策形成などに参加するときは、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。
- ・主体はあくまでも「市民」であり、決定権のイニシアチブは「市民」にあると、考えます。
- ・現在の状況を考えると、選挙という参加の手段以外に、市民が総合計画策定をはじめとする計画の各段階に参画する権利の保障をすることが必要です。
- ・市民は政策の市民提案の権利を持つとともに、川崎市が行う総合計画も含めた計画の段階からの政策形成に参加する権利を持っています。
- ・市は、パブリック・コメントやタウンミーティングの際の意見の聴取についてなど、市民が参加しやすい機会を提供することが求められます。さらにそれらの意見にきちんと対応する手続きを定めることが必要です。
- ・川崎市は、いち早く手を上げて、社会全体の利益のために、政策を行わなければなりません。
- ・市民は今までのように行政にのみ依存するのではなく、自らの生活の条件を向上させるとともに、他の人々と連携していこうと言う意識を持つ必要があります。
- ・行政の側が用意したものへの「参加」というイメージがあるようですが、「市民が企画したもの」へ「市民が」「市民を参加へと促す」ということがこれからたくさん出てくるようで無ければ、本来の意味での市民参加はありえません。

5 「協働の原則」

市民・事業者・市はそれぞれの特性を活かした、公共の利益に資する活動を、それぞれの責務と役割をもって行います。

協働とは、目的や課題を共有し、その実現のために異なるセクターが対等な関係で、お互いの力を生かして相乗効果を発揮することです。

協働を推進するために、新たに協働事業を推進する制度を設けます。

市民は、あらたな協働事業を行政に提案し、その選定に参加することができます。

協働事業を行うものは、その事業に関する情報を公開する責任を担います。

既存の市の委託事業について、市民が協働する事業者が優先されるようなしくみを考えます。

【解説】

- ・私たちは、様々な立場の人々それぞれの尊厳を大切にしながら、市民の生活を最優先に、より良い暮らしを手に入れるために、みんなで協力しあいます。
- ・市民、市議会、市長及び行政は互いの自主性を尊重しあい、対等な立場で互いに補いあいながら、それぞれの役割と責務に基づき全体の利益のために協力し協働します。
- ・市民、市議会、市長及び行政は、協働のために情報を共有することを原則とします。

- ・専門性をもつ市民が企画提案したものへも行政が参加し、市民と行政の合力を発揮できるような、そんな「協働」がどんどん出てくるようであれば、これからの「協働」、そして「ともに担う公共の創造」もありえません。社会全体の公共利益としての「暮らしたいまちづくり」のためには、市民、市議会、市長及び行政それぞれが自ら考え、行動するために三者相互の情報共有・情報発信が重要です。
- ・ここでいう「協働」とは、行政の世話になっているからと市民の側からすり寄ったり、行政と共生する意味や、行政が本来なすべき仕事を安価な下請けとして市民におしつける意味での「協働」ではなく、現在以上によりよい市民生活を獲得するために、各主体が相互に協力することを「協働」と位置付けます。

6 「ともに担う公共の創造」

市民は、川崎市民が心豊かに生活できるように、市民社会の問題の解決に向けて協力します。

私たちは、地域で活動する、市民事業・市民活動・NPOなどの活動がますます自由闊達に創造される地域社会をめざします。

市民・事業者・市はそれぞれの個性を活かした、公共の利益に資する活動を、それぞれの責務と役割をもって行います。

ともに担う公共を創造するために新たな条例を制定し、そこに市民活動の推進、協働のルール等を定めます。

【解説】

- ・これまで「公共」の役割とされてきたものは、能率的、あるいは公平（故に画一的）であるなどの理由から公共が担うことが適当と考えられたからです。しかし多様な市民的社会的ニーズに対しきめ細やかな対応が出来るなどの特徴あるのが市民セクターの活動です。その様な場合、公共的な仕事の担い手が必ずしも行政である必要はありません。
- ・「ともに担う公共」を生み出すためには、市民企画への市民の参加や、その企画への市民から市民への促し、また市民企画への行政の参加による協働なども積極的に実行されるようにしなければなりません。
- ・生き生きと市民が生活し、市民の力が生かされる市民活動は川崎市の財産です。
- ・現在の「市民活動支援指針」をベースとしながら新たな条例を制定し、そこに協働のルールや税使途指定制度、コミュニティ・ファンドの創設、中間支援組織の機能拡充、政策入札等について規定します。
- ・すでに地域で活動している先進的な「市民活動」「市民事業」の活動が支えられ、またこれからますます創出されることを条例などで担保します。
- ・「ともに担う公共」を創造していくためには、それぞれが所有する時間や知恵、資金、場所、情報などを出し合うことが必要です。その意味を、「個性を活かした」という表現にしましたが、よりふさわしい言葉の検討を要します。

議会・行政グループ

1 市政を^{ゆた}委ねること（議会、市長・主要な公務員・執行機関に対する信託）

市民は、議会及びその構成員である議員並びに市長に、市民に代わって市政を運営することを委ねます。（以下、「信託」という。）

市民は、無条件に信託しているわけではないので、信託の条件に反するときは、信託を取り消すことができます。

市民は、その他の執行機関¹ 及び副市長、収入役などの主要な公務員に対しても、同様に信託を行っています。

信託に基づいて、その職責に応じた活動を行うことを明確とするため、議員、市長、副市長、収入役及び執行機関の委員は、就任に当たって、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、憲法や自治基本条例その他の法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓するものとします。

【解説】

議会及びその構成員である議員並びに市長は、市民からの信託を受けることによりその職責に応じた活動を行っています。これらは、地方自治法の中にもその位置づけが規定されていますが、信託という概念はありません。そこで、市民から信託を受けていることをより明確にするために、自治基本条例にそれぞれの設置規定をあらためて設けることにします。

信託は決して無条件になされているわけではありません。自治基本条例に明記されているそれぞれの役割と責任が果たされない場合には、市民は解職請求権を行使することができ、信託とその解除についてはセットで規定される必要があります。具体的には、地方自治法に規定されている議会の解散請求や議員や市長に対する解職請求で担保されることとなります。

その他の執行機関及び副市長、収入役などの主要な公務員に対しても、市民は市長や議会を通じて信託を行っているとして解釈でき、信託の解除権も有しているといえます。ただ、その他の執行機関の委員及び主要な公務員については、直接市民による選挙で選ばれたものではなく、市長が議会の承認を得て選任するものであることから、市民が直接に解職できるのではなく、議会の議決が必要となります。

議員、市長、主要な公務員及びその他執行機関の委員は、市民から信託を受けていることを十分認識することが求められ、その就任に当たっては、憲法や自治基本条例その他の法令を遵守する旨を宣誓しなければなりません。

2 市民自治と開かれた市政（市政運営の基本原則）

市政は、市民主権の原則のもと、市民自治を基本として運営されなければなりません。

このため、市民、議会及び市の執行機関は、それぞれが対等な立場で市民自治を拡充するために、市民参加の原則のもと、パートナーシップによる推進に努めなければなりません。

市政は、市民の信託に基づいて運営されることから、議会及び構成員である議員、市長、その他の執行機関及び職員は、専門性を有し、常に市民の利益を確保することに努めなければなりません。

また、情報開示に努め、行政情報の共有化を図るとともに、説明責任及び応答責任を果たし、市民からの理解を得るようにしなければなりません。

【解説】

「市民が主役のまち」は、市民自治によって形成されることを市政運営の基本とし、そのことを明記します。

自治を拡充するためには、市政運営において市民参加が原則となります。また、地域社会を取り巻く状況の変化により、市民ニーズが多様化・複雑化している中で、行政による一律的・画一的な公共サービスだけでは、それに対応することは困難になっていることから、市民がやるべきこと、行政がやるべきことの役割分担を明確にし、それぞれが協働して推進に努める必要があります。

信託された議会及び構成員である議員、市長、その他の執行機関及び職員は、次のことを守り、市政を運営しなければなりません。

- 1) 専門性を有すること
- 2) 市民に不利益となることをしてはならないこと
- 3) 看過することにより、市民の利益となることを見逃さないこと
- 4) 積極的に情報開示をし、全ての情報を共有できるようにすること
- 5) 十分な説明をした上で、市民から同意を得ること

3 市の重要な意思決定、市政運営の監視等（議会）

（１）議会の役割と責任

議会は市の重要な意思決定、市政運営の監視等を行い、また、議会としての意見を国会又は関係行政庁に提出すること等により、市民の利益を図り、市の自治を守るよう努めなければなりません。

議会は、その役割を果たすために、市民の声を十分に聴くとともに、市長その他の執行機関との間において、または議員間において、十分な議論を行う必要があります。

議会は、議論の内容及びその結果について、説明責任及び応答責任を果たすとともに、市民へ積極的な情報提供、情報公開を行う義務を負います。

【解説】

地方分権の時代において、市民の信託に応える議会の役割がますます重要となっています。

地方自治法には議会の権限として、議決権、調査権、検査権などが規定されており、これらの権限を十分に活用していく必要があります。そして、議会は、市民を代表し、市民の声に耳を傾け、説明責任及び応答責任を果たしながら、市政における重要な意思決定、行政に対するチェック機能などの役割を果たしていく必要があります。

多種多様な市民意見の調整を、議会が行うべきという意見があります。しかし、その調整とは、具体的に市民の中に入り、その調整を図るということよりも、多様な市民意見を検討し、議会における自由な議論によって団体としての意思決定をしていくことが大切であると考えます。

（２）議員の役割と責任

議員は、市長と同様に、市民から信託を受けて活動を行っていることから、積極的に市民との討議に参加し、自らの考えを明確に表明することが求められます。そして、議決の際に、自らが投じた投票に対する説明責任を果たす必要があります。

議員は、常に審議能力、政策能力の向上に努めなければなりません。

議員は、全市的な視点から判断することが重要ですが、判断にあたっては、地域的な視点を加味し、双方を兼ね備えて活動する必要があります。また、併せて、将来的な視点にたって活動することも求められます。

【解説】

議員は、市長と同様に、市民から信託を受けて議会活動を行っており、説明責任及び応答責任を果たすとともに、積極的に市民との討議に参加し、自らの考えを表明する必要があります。

議員は、自らが議決の際に投じた投票について、市民に対して説明責任を果たす必要があります。

議員は、市民から信託を受けた、市民の代表であり、その職責を果たすためには、高度な専門性が求められます。このため、自己研鑽に励むとともに、地域の情報、課

題などを的確に捉え、そして常に審議能力、政策能力の向上に努めなければなりません。

市長選挙には有効投票数の4分の1に満たない場合は再選挙という規定があります。このような考えに準じ、市議会選挙においても、ある一定割合の得票を得られない場合は当選とみなさないという仕組みも考えられますが、現行法上、条例に規定することは困難と考えられ、将来的な課題とします。

議員は、例えば施設が建設されるときに、その周辺地域における身近な生活者の視点と、その施設ができることにより全市的にどれだけの効果が得られるかの両面からものを見る能力が必要であり、バランス感覚をもって行動することが求められます。

また、議員は緊急性を要する課題に対して討議を行うことはもちろん、本市の10年後、20年後などを見据えた、将来的な展望も視野に入れながら活動することが望まれます。

(3) 議会運営について

議会は、市民にわかりやすい形で、また、市民と議会との距離を近づけるよう、市民が議会での議論に直接、耳を傾ける機会ができるよう運営されることが必要です。

市政への市民参加の原則から、議会は、市民が議会の場で直接意見を述べる機会をつくる必要があります。また、開かれた場で市民の声を十分に聴くことも重要です。

【解説】

議会は、年4回の定例会のほか、年間を通じて常任委員会が開催されており、それらを通じて議事機関としての役割を果たしています。本会議や常任委員会は傍聴することが可能であり、本会議資料の配布やインターネットを通じた議会公開など開かれた議会に向けた検討もなされています。しかしながら、一方ではその活動は市民からはわかりにくいという指摘がなされることもあります。

そのため、開かれた議会運営の一方策として、例えば、本会議の夜間または休日開催などが考えられます。平日の日中に仕事をされている方々が、市議会の議論に直接、耳を傾ける機会ができることで、市民と議会との距離を近づける効果を得ることができそうです。また、それにより議会の緊張感が増し、活発な議会運営が行われるようになることが期待されます。

現在の請願・陳情の仕組みは、議会に対し自由に意見、要望を出すことはできますが、市民が市民のことばで、直接、市議会に対し意見を述べるような仕組みが必要です。

さらに、市民が直接議会に意見表明をする仕組みとして、ある一定以上の市民の署名が集まった場合には、議会は必ず市民の意見陳述の機会を設けなくてはならないというような仕組みも考えられます。

陳情・請願などの名称は法令に定められたものでありますが、市民主権という点から考えるとその名称について、実情にそぐわないという意見もあります。例えば「市民提案制度」など、市民が主権者であるにふさわしい名称、仕組みを検討する必要があります。

区ごとに市民と議員が定期的な話し合いを持つような仕組みを、自治基本条例に規定することも考えられます。しかしながら、このような仕組みは、本来、法的に担保されるものではなく、市民活動の一環として、市民活動団体等と議員が自由に行うべきという考えもあることから、そのような仕組みをつくることには慎重な議論が必要

になります。ただ、これから検討が進められる区民会議の中に、区選出の市議会議員が構成員として入ることになれば、それに準じた仕組みになり得る可能性があります。

区役所に議会の担当窓口を設置できないかという意見もあります。それにより、市議会に対し距離を感じている市民にとっても、最も身近な行政機関である区役所において、請願・陳情を含めた議会に対する意見・要望を行えるようになります。しかし、現行の地方自治法上も、また二元代表制という観点からも、市議会の権限に関することを市長の所管に属する区役所に委任することは困難であり、また、担当職員を置くことはコスト面からも問題があります。

それよりも、市民が中心になり、区役所などを使用して、それぞれの地域において市民と議員が意見交換を行う場を設定することが、身近な議会とするためには必要であるとも考えられます。

4 市を統括して、これを代表する（市長・行政）

（1）市長その他の執行機関の役割と責任

市民から直接選挙で選ばれた市長及びその他の執行機関は、その信託及びその条件ともいえる市政運営の原則に基づき、本市の行政を担う責務があります。

市長は、市を統括して、これを代表します。

市長は、市政の舵取りとして、市の機関の総合調整をはかり、機能的、かつ迅速な自治体運営を行わなければなりません。

市長その他の執行機関は、その権限と責任において、市民の意思を的確に市政に反映させるように努め、公共の福祉を増進し、市民自治を推進します。

市長その他の執行機関は、市民の信託に十分に応えることができるよう、職員を指揮監督し、また、職員が自らの能力を向上・発揮できるための環境を整備しなければなりません。

【解説】

地方分権改革により、地方と国との対等な関係が明確にされるとともに、自治体の自己決定の範囲が拡大され、自律的行政の確立や地域社会のニーズに対して市民と協働して対応する自治体の実現、地域における総合行政の推進などが求められています。

こうしたことを踏まえ、市民から直接選挙で選ばれた市長及びその他の執行機関は、その信託及びその条件ともいえる市政運営の原則に基づき、川崎市の行政を担う責務があります。

市長は市を統括する責務を有していることから、市政の舵取りとして、総合調整を図ることにより機能的、かつ迅速な自治体運営を行わなければなりません。

市長その他の執行機関は、職員の指揮監督を通じてリーダーシップを発揮するとともに、分権型社会において、市民のニーズを的確に把握し、迅速な行動力でその解決を図れるような職員を育成しなければなりません。そのため、計画的、かつ効果的な研修を行うなど、職員が自らの能力を向上・発揮できるための環境を整備する必要があります。

また併せて、任期付職員の採用などの仕組みを活用し、専門的知識を必要とするセクションにおいては必要に応じて民間人の採用なども検討する必要があります。

自治体の自己決定権が拡充される中で、積極的な自主立法の策定並びに法令の自主解釈及び運用範囲の拡大が進んでいます。そのような中で、法務体制整備の重要性が

しばしば指摘されますが、なによりもそれを支える職員個々の法務能力の向上が必要になります。

また、今後、市民による市民立法（政策提案）の範囲が拡大していくことが予想されます。そのため、将来的には市民自らが自立的にその役割を担っていくこととなりますが、過渡的な対応として、行政セクションあるいは職員個々がこれらの動きをサポートしていくようなことも考えられます。

（２）行政組織のあり方について

市の組織は、次のことに留意して整備され、運営されなければなりません。

無駄を省き、効率的、機能的、総合的であること

社会経済情勢の変化及び市民ニーズ等の変化に、柔軟かつ弾力的に対応できること

出資法人や民間委託などを含めた総合的な視野を持つこと

地域の実情を把握し、市民ニーズを的確にとらえた市民サービスを提供するため、行政運営における区役所の役割を重視し、市民の利便性の向上に努める必要があります。

審議会等 は新たな政策決定等を行うときに、広く意見を求めるという意味で重要な役割を果たしていることから、審議会等に公募市民が積極的に参加できる仕組みが必要であると考えられます。

【解説】

行政は縦割りによる弊害を排し、組織横断的な行政運営とともに、最小の経費で最大の効果が得られるような機能的な行政運営が求められます。

また、社会経済情勢の変化、行政需要の多様化に対応することも重要になりますが、民間部門が対応できることについては、民間部門に委ねていくことが必要になります。

区役所は市民にとって最も身近な行政機関であることから、各区役所はそれぞれの実情を把握し、市民ニーズを的確にとらえた市民サービスの提供に努めなければなりません。

出資法人については、市が直接事業を実施するよりも、効率的、弾力的な事業執行などができる場合に設立、活用されてきましたが、長引く景気低迷などにより、厳しい経営環境に置かれています。そのため、事業の必要性、効率性、また行政関与の必要性などの観点から、出資法人のあり方等を考える必要があります。

新たな制度や仕組みを構築するようときに、審議会等により広く市民や学識者から意見を求めることは、有効な手段であると考えられます。現在、本市においては、公募市民の割合や女性委員の割合など、審議会等の設置に関するルールは要綱において定められていますが、今後も市民の参加を確固たるものとして担保するには、その趣旨を自治基本条例で規定することが必要です。

要綱については、行政による一方的な基準づくりであるとの批判がある一方、行政の内部的な基準づくりという観点からは、一定の役割を果たしていると考えられます。

そのため、要綱を市民にとって分かりやすいものとするために、必要に応じて、その条例化、規則化などを図ることも必要です。

(3) 職員の役割と責任

すべて職員は、市民への奉仕者として、市民の信頼に応え、市民参加の原則のもと、憲法や自治基本条例その他の法令を遵守し、公共の福祉の増進に努めなければなりません。

職員は、自己研鑽に励むとともに政策形成能力等の向上を図り、意識改革に努める必要があります。

【解説】

地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されているとおり、市長同様、市の職員に対しても市民からの信託がなされています。

職員は、市民からの信託に基づき、公平、公正かつ誠実にその職務遂行にあたること、市民社会全体の利益を考えて行動することが求められます。

地方分権が進展し、それに伴い自治体の自己責任、自己決定権が拡大していく中で、職員は研修、研究などの自己研鑽に努め、市全体の政策形成能力等を向上させる必要があります。また、職員個々が、市民との協働推進を心がけ、職務遂行にあたることも必要になります。

最近、いくつかの自治体で、行政運営上の違法な行為等を発見した場合、自治体の中に設置された機関に通報することを職員の責務とする動きがあります。このことは、職員が組織を守るのではなく、全体の奉仕者であることを具現化しているという意味で、この条例に入れるべきという意見もある一方、条例レベルの問題ではないという意見もあります。

また、このような制度自体が不要という意見もあります。

(4) 計画的に行政を運営することについて

市政を運営するにあたっては、本市の将来像を明らかにし、計画的に進める必要があります。また、個別の行政計画は、相互に整合性が保たれている必要があります。

行政計画の策定過程においては、市民が積極的に参加できるような仕組みが必要になります。

【解説】

現在、川崎市では総合計画の策定作業が進められていますが、この総合計画は今後10年間の本市が進むべき方向性を示した「基本構想」と施策や事業を具体的に実現していくための「実行計画」からなります。一方、各部局では、それぞれの職責に応じて分野別の計画（都市計画マスタープラン、地域福祉計画など）を策定し、事業を実施しています。

市政の運営に当たっては、本市の将来像を明らかにし、計画的に施策を展開していくことが重要であり、さらに、各分野別の計画はこれと整合の図られたものとする必要があります。

総合計画は、市民の視点や感覚に立った取り組みにより身近な暮らしの向上が図れるなど、施策の取り組みの成果が「市民の実感」として把握できるものになる必要が

あり、その策定過程に市民が深く関わっていくことが不可欠であると考えられます。

総合計画は市政運営及び市民生活に大きな影響を及ぼす重要な意味を持つものであるため、地方自治法において議決事項と定められている「基本構想」のみならず、「実行計画」部分についても、市民の代表である議会の議決事項とするなどの検討も必要になります。ただし、二元代表制の観点からも、その検討は慎重に行われるべきと考えられます。

(5) 国や他の自治体との関係について

地方分権改革の進展にともない、市は国及び県と対等かつ協力の関係にあることを踏まえ、自律的な自治を推進する必要があります。

政策課題の複雑化・広域化に伴い、都市間連携の重要性が増していることから、他の自治体と共通する課題の解決について、積極的に連携を図る必要があります。

【解説】

「自治」とは、その地域の住民の意思に基づき自治体運営が行われるという意味の「住民自治」と、国や県と対等で、かつ自主的・自律的な自治体運営を行うという意味の「団体自治」の二つからなります。そのため、自治体運営の基本原則が規定される自治基本条例には、「住民自治」の観点だけではなく、当然「団体自治」に関する考え方が規定される必要があります。

地方分権改革の進展により、本市は法的には完全に国や県と対等な関係になりました。そのため、それ以前には国の見解・解釈に頼っていたことも、これからは自主的に判断を迫られることになり、また国や他の自治体との意見相違が起こった場合にも、市は毅然とした態度で対処することが必要であり、場合によっては、2001（平成11）年の地方自治法の改正により設置が認められた「国地方係争処理委員会」、「自治紛争処理委員」などの制度を活用し、市民の利益が損われないように努めなければなりません。

現在、政策課題の複雑化・広域化に伴い、都市間連携の重要性が増しています。例えば緑地保全においては、緑地の連なる近隣自治体との連携が不可欠であり、大都市制度の検討にあたっては政令指定都市間で協調してあるべき姿を探っていく必要があります。

また、八都県市首脳会議では、ディーゼル車規制などの取り組みで一定の成果を上げていますが、今後さらに、迅速、かつ実効的な取り組みが行えるように、常設の事務局設置に向けた検討が進められています。しかし、この場合においても、決して形式的なものではなく、実効性の高い取り組みが求められます。

5 議会と市長（行政）の関係について

議会、市長はともに、市民の代表であることを踏まえ、両者の特性及び役割を生かし、市民の利益を図る必要があります。

【解説】

わが国の地方自治制度は、二元代表制を採用しており、議会、市長、ともに市民を代表しています。両者はそれぞれの特性を生かし行動することが求められますが、時によっては両者が健全な協調関係の中で課題解決にあたる必要があります。また、ある場面においては両者が適度な緊張関係の中で議論を交わしていくことも必要になります。

いずれにしても、議会、市長が、それぞれに課せられた役割を忠実に遂行することが必要であり、その中でともに市民の利益を図ることが求められます。

コミュニティ・区グループ

1 自治とコミュニティ

(コミュニティの役割)

コミュニティは、市民自治の最小単位として、地域社会において社会環境の変化に柔軟に対応しながら課題解決に取り組み、地域の活性化と親睦を深めることに寄与していく必要があります。

コミュニティは、一人ひとりの市民の意思と基本的人権を尊重しながら、まちづくりのために市民生活に密着した課題解決に取り組みます。

(コミュニティの運営)

コミュニティの設立や活動は自発的なものであり、行政から強制、規制されるものではありません。コミュニティが市民の理解と協力を得て健全に発展していくためには、その活動は自律的なものでなくてはなりません。

コミュニティは、意識改革、組織の活性化等不断の自己改革に努め、活動目的・活動状況を明示して、開かれた民主的・公平な運営に努めなければなりません。

市民は、自ら自治を行なう意思のもとづき、コミュニティへの参加することができます。コミュニティへの参加をするにあたっては、あくまでも市民の自由意志によるものであり、参加の有無によって市民に不利益が生じることがあってはなりません。

(コミュニティと行政の関係)

コミュニティと行政は、それぞれの機能を互いに尊重し、信頼関係のもとに協働して、まちづくりにあたる必要があります。

【解説、論点、提案、討議内容など】

(1) コミュニティの役割

- ・コミュニティには、住んでいる地域を単位とした町内会・自治会などの地域コミュニティや、テーマ別に活動している市民活動団体・ボランティアグループなどのテーマコミュニティがあります。
- ・コミュニティは、それぞれが地域社会において、社会環境の変化に柔軟に対応しながら課題解決を図り、地域の親睦を高め、地域の活性化に繋がる重要な役割を担っていく必要があります。
- ・コミュニティは、一人ひとりの市民の意志を尊重しながら、基本的人権の補償、男女共同参画社会の推進、地球的規模の環境保全など、古くて新しい基本的な課題解決を図りながら、より住みやすい豊かな地域生活の実現を目指します。

(2) コミュニティの運営

- ・よりよきまちづくりを希求する市民にとっては、コミュニティ活動に進んで協力・参画していくことが目的達成に効果的であり、これこそ自治を推進していくための望ましい姿です。

〔補足〕

- ・「参加は自由」と述べていますが、やはり、様々なコミュニティに市民が積極的に参加、協力することが市民自治に がることを述べたほうが良いという意見があります。協力しない市民が他の市民の活動により便益を得る「ただ乗り」に対しての歯止めの意味合いもあります。
- ・一方、「協力が必須」というと、なんでもかんでも「町内会の言うことをきかないと非国民」みたいな使われ方になる危険性もあり、述べない方が良いという意見もあります。述べる場合は、「協力」をやんわりと求める表現にするなどの工夫も必要です。

(3) コミュニティの規模の適正化，地域コミュニティの単位

コミュニティの規模の適正化

- ・地域コミュニティは、町内会・自治会などの地縁的結びつきに基くものであるため、歴史的経緯もあってその区域割りが硬直化する傾向にあります。
- ・域内の人口・世帯数の急激な変動によって規模の肥大化や過疎化を招き市民サービスにアンバランスが生ずることになります。
- ・地域コミュニティの規模については、市民サービス向上の視点に立って隣接するコミュニティが連携して適正化を図っていくことが必要です。
- ・テーマ別コミュニティの規模は、その自律的活動の中で適正化が図られていくことが必要です。

地域コミュニティの単位

- ・地域コミュニティは、町内会・自治会などの地縁的結びつきに基づくまとまり、小学校区あるいは中学校区を中心としたまとまり、さらには区全体に広がる区コミュニティ等多様な構成となっています。この各種地域コミュニティは相互に連携し、また、テーマコミュニティとの横断的な関わりにより、様々な課題に地域毎に取り組めるようになる必要があります。

〔補足〕

- ・町内会・自治会の中には、数千世帯を擁する大規模のものもあり、情報が行き渡らず、運営が不十分になる場合もあります。一方、小規模な場合、役員等の人材不足により、運営の負担が大きくなる場合があります。
- ・歴史的な経緯もあり、強制的にその大きさを変えることは不可能ですが、「町内会・自治会は、住んでいるお互いの顔が分かり、日頃のコミュニケーションをとることの出来るような適正な規模の人口で構成される必要があります。」のようなことを述べて、ゆっくりとした誘導を行うようなことも考えられます。

(4) コミュニティと行政の関係

- ・地域コミュニティ、テーマコミュニティ及び行政は、それぞれの機能を互いに尊重し、信頼関係のもとに協働してまちづくりにあたることとし、そのための機関として新たに「まちづくりセンター」を区ごとに設置します。
- ・「まちづくりセンター」は、コミュニティに関する情報(活動目的・体制・活動状況等)を蓄積して公開できるようにして、コミュニティ活動相互のコーディネートをしめます。このため、利用者のアクセスの利便を高める情報技術を導入して、まちづくり活動への多様な市民参加に結びつくようなコミュニケーションの場づくりを推進します。
- ・「まちづくりセンター」は、区の施策や事業に関する区民の提案を受け付けて区民会議に諮るための検討を行なうとともに、審議結果を提案者に回答する業務を行ないます。

(5) 行政の支援とコミュニティ連携

- ・行政は、市民サービスの充実に資するため、健全なコミュニティ活動との有機的連携を図る必要があります。そのために、行政は必要に応じて、条件の整っているコミュニティに対して、必要な役割を明確にしながら、施設等の便宜供与、資金面の援助、人材育成、情報提供などの支援を行ないます。
- ・地域コミュニティ、テーマコミュニティ、及び行政は、互いにそれぞれの機能を尊重し、信頼関係のもとに協働します。市民自治を高め、連携と協働を推進するため、コミュニティに関する情報（活動目的・体制・活動状況等）を把握・公開し、お互いの活動をコーディネートする必要があります。また、最新の情報通信技術を用い、情報蓄積、公開については、利用者に効率的、かつ速やかに提供し、また、多様な市民参加を得る手段として、新しいコミュニケーションの場作りを推進します。

〔補足〕

支援について

- ・コミュニティを支援するために助成金制度は有効な支援の一つですが、助成した結果、どのような社会貢献、地域貢献があったが分かりにくい場合があります。よって、各種補助金、助成金を出すとき、あらかじめ、「ここまでを行うこと」など、実施する事業内容、提供するサービスの内容、品質を規定して、それをお互い、確認することが、より良質なサービスを生むことにつながると考えられます。また、サービスに見合った対価の支払いも可能になると考えられます。
- ・例えば、最近の事例だと、各中学校区の地域教育会議に行政から委託金を出しています。この委託の内容に「子ども会議」を行うことが含まれていますが、地域教育会議によっては、この「子ども会議」を開催しないところもありました。言わば、もらい得です。それが今年度から、「子ども会議」向けの委託金が別建てとなりました。5万円ですが、「子ども会議」を行わない場合は、5万円を減ずるということになったわけです。
- ・きちんとやろうが、適当にやろうが、助成金等の額は変わらないからきちんとやるところには、それなりに「お金を出す」風に変えるわけです。これは、助成金の審査時にも、「これこれ、こういう風に、ここまでやります」とある一定以上の水準をクリアしたコミュニティに、助成金を出すという制度にするというのも案の一つです。
- ・コミュニティに対しては、意欲あるコミュニティへの後押しにもつながります。
- ・また、同様に、コミュニティとサービスを受ける市民との間にも同様な約束を結び、信任の関係を構築することも考えられます。
- ・地域コミュニティだと、ある程度の住民数等の規模の条件を付けることで、長期的に適正な規模に導くことにもつながります。また、女性役員の割合を条件付けることにより、男女共同参画社会を促すことにもつながります。

市民自治、協働と連携を推進する組織として、「まちづくり協議会」や「まちづくりセンター」のような組織を設けることも考えられます。

- ・例えば、子ども関連のいろんな組織(地域教育会議、こども文化センター運営協議会、青少年指導員等)が果たしている役割を、まとめて担うことも考えられます。
- ・この組織は、小学校区、中学校区など、地域の状況にあわせた規模のものがが必要です。また、区全体を束ねる組織も必要です。官設官営、官設民営、民設民営等、設置形態は様々であり、目的に応じて検討していく必要があります。
- ・拠点としては、中学校区ではこども文化センター、区では市民館などを活用していくことも考えられます。
- ・ある日、突然、マンション建設計画が明らかになり、周辺住民と事業者の紛争が始まるということが繰り返されています。そのような「まちづくり」に関する課題解決を可能にするためには、「地区計画」により住民・地権者の総意により、土地利用の規制・

誘導等を行う必要があります。しかしながら、実現には時間と手間がかかり、幾多の困難さを伴います。住んでいる住民が、自ら住む環境を決定でき、地球環境の視点、都市と自然の共生、豊かな生活の実現を理念としたまちづくりを行うことで出来る仕組みが必要です。行政、上記の組織がそれを支援します。

- ・上記を担保するまちづくり3条例、景観形成条例などの上位に位置し、緑のトラスト、まちづくりボンド（起債）などの制度を加えた「まちづくり条例」を作っていくことも考えられます。

(6) その他

- ・コミュニティは、自発的、自主的の組織されるものであることから、条例で運営や規模などを規制、規定するかについて、慎重に検討する必要があります。

- ・コミュニティについて

コミュニティという言葉は、「地域コミュニティ」「テーマコミュニティ」の二通りが使われています。前者は、地域に根ざした共同体を意味し、1917年、アメリカの社会学者マッキンバーが定義したものです。後者は、志が同じ集団（1964年に雑誌「コミュニティ」(財)地域社会研究所で定義されています)で「アソシエーション」に当たります。また、後者は、市民自治グループで扱う「市民自ら公共をつくる活動」とも重なります。このことから、ここでは、コミュニティを自治する単位として「地域コミュニティ」に限定して扱っています。

参考（町内会・自治会について）

(1) 現状の役割

地域内の親睦。それぞれの階層（町内会・自治会内、地区内、区内、市内）において、お祭り、盆踊り、各種スポーツ大会、文化活動などで親睦を行っています。

高齢者クラブ、婦人部、子ども会等、世代別、性別コミュニティの形成を図っています。

防犯灯管理、公園掃除等の自主的管理を行っています(行政から僅かな助成金あり)。行政等からの様々な事業の受け皿を担っています(事業名称は、略称等で期す)

- ・行政からの周知手段の一つとして、市政便り等々、各種文書の配布、回覧
- ・赤十字、歳末助け合い募金等の集金組織
- ・郵便局の簡易保険集金の受け皿組織
- ・民生児童委員、青少年指導員、体育指導員、学校教育推進会議、地域教育会議、子ども文化センター運営協議会、まちづくり推進組織、交通安全協力会等々、各種事業・団体への人員供給
- ・資源減量指導員、看板チラシ剥がし、防犯、防災等々、地域活動への展開
- ・多摩川ゴミ拾い、さくら祭り(観光協会)、区民祭り等々への動員
- ・区、市への各種審議会、検討委員会等への委員派遣
- ・選挙時の立ち会い

(2) 課題

加入者率は低下傾向にあり、行っている活動等も形骸化している場合もあります。加入者率の低下は「市政便り21日号は新聞折り込みにて配布」という施策にも現れていますが、新聞折り込みも新聞購読率に左右される状況であり、行政の広報手段の限界という問題は解消されていません。

種々の地域の課題解決への取り組みは行っていますが、市民意識の低さ、問題の複雑さから、解決できることは少ないのが現状です。高齢者介護、子育て、環境など、新しい課題への取り組みについては、地域差はありますが鈍い状況もあります。

役員固定化の傾向、および男性が多いため男社会を形成していることより、男女共

同参画社会を意識の面から阻害している面があります。背景には以下のことがあります。

- ・きちんとやるとかなりの業務量があり、なかなか成り手がいない。そのため、一部の役員に業務が集中しがちです。
- ・女性は役員になることに対して、その大変さから敬遠している傾向もあります。
各種事業・団体に人員供給していますが、一部の役員に役割が集中しますので、形だけの参加になりがちであり、それぞれの活動の形骸化の一因になっています。
行政の縦割り毎に設けられていて組織において、目的の重なりが見られ、全体では非効率的な運営になっています。例えば、子ども関連では、学校教育推進会議、中学校区地域教育会議、こども文化センター運営協議会、青少年指導員、体育指導員等です。

(3) 期待される新しい役割、活動、施策例

自己改革・特に、若い世代、新しい住民とのコミュニティ作り。

- ・女性参画のポジティブアクションによる男女共同参画社会の推進。
新しい課題への地域への取り組み。
- ・独り暮らしの高齢者、要介護者への見守りネットワーク
- ・地球温暖化対策の普及啓発。省エネ、ゴミ減量、リサイクル、新エネルギー等々。
- ・地域での子育て、家庭の教育力向上、学校教育補完、「総合的な学習の時間」への協力
- ・全世代の生涯学習の推進。大人も子どもも共に学ぶ姿勢の大切さ。

参考（テーマコミュニティが果たしている役割と課題）

- ・新しい課題への市民視点からの素早い対応を行っていますが、人的資源、資金、場所等の面から、活動が広がらない、組織化しにくいという課題を抱えています。
- ・行政主導で組織化された様々な既存組織は、縦割り行政による活動範囲のセグメント化により、人材の浪費と活動の硬直化を招いています。

2 区役所の位置付け、あるべき姿

(区役所の役割)

区役所は区民が安心して暮らせるまちづくりを行ないます。そのため、区民の要望を的確に受けとめて具体的施策の企画・実施・評価を行なうとともに、区民サービスの向上に努めます。

まちづくりは、区民が主体となって行なうこととし、そのために区民と行政とが協働して活動を推進します。

区役所は、地域の課題を関係部局と連携して検討・解決に当たるとともに、区間にまたがる課題解決についても関係部局及び当該区と密接な連携を図ります。

区役所は、地域特性をふまえて自主的に諸施策を策定・実施するため、所与の権限行使・予算執行を行ないます。

(区役所の組織運営)

区役所は、市民生活に最も身近な行政機関として、区民が親しみやすくかつ区民に開かれた分かりやすい組織運営を不断の努力目標とします。

また、区民の多様なニーズに迅速・的確に対応できるよう、柔軟な組織運営にも努めます。

区役所は、行政が区民と接してサービス提供する場であることを認識し、職員に対して市民への親切・丁寧な対応を徹底するとともに、協働の円滑な推進に資するため協働のあり方や情報の公開と管理のあり方等を含めた職務知識の向上に努めます。

区役所業務の運営のための予算は、市民の税金で賄われていることを深く認識し、その執行にあたっては効果的かつ効率的運用に努めます。

【解説、論点、提案、討議内容など】

(1) 区役所の役割

- ・区役所どのようなまちづくりを進めるかについて、区民の意見を聞き、安定、公平な市民サービスを提供できる環境負荷に配慮したまちづくりを進めます。

〔補足〕

- ・最近、東京の方で、マンション建設が小学校の受け入れ容量の問題で、許可されないということが話題になっていましたが、今までどこの行政も人口予測はすれども、人口をコントロールしようとはしていません。アメリカでは一部の都市では、開発を抑制するなど、成長管理を行うなどの話もあるようです。
- ・例えば、中原区でも、マンション建設が多いところは、プレハブ校舎を建てたりで、マンモス校化に対応しています。他の上下水道、公園、その他の公共施設等に対しても、ひずみをもたらすことにつながっています。
- ・言わば「持続可能なまちづくり」として、なんらかの歯止めが必要かどうかの検討が必要です。ただただ成り行きまかせなんて、知恵が無いので、例えば、以下のようなことも考えられます。「面積あたりの住民人口等がある程度揃え、人口均衡施策により、環境に配慮しながら持続可能な市民の生活を実現します。」
- ・計画行政。計画のないところを開発無しの原則の明確化も考えられます。

(2) 組織運営の理念

- ・区役所は区民と接してサービス提供する場であることを認識し、職員に対して市民への親切・丁寧な対応を徹底するとともに、協働の円滑な推進に資するため協働のあり様や情報の公開と管理のあり方、区の歴史文化、特有の課題等について、区民及び職員に対して研修を行います。

(3) 市と区の役割分担、連携

- ・市の役割などを規定することから、役割分担と規定するのではなく、市・区各々役割を設定することになります。
- ・市は市全体に共通する基本構想の策定や制度の制定・改廃を行いません。
- ・市の施策策定・実施にあたっては、市役所は市民生活に密着した各区役所の意見・提案を謙虚に受け止め、実効ある大局的判断を行います。
- ・各区の地域特性に基づく課題解決にあたって、各区が独自性・自主性を発揮できるよう、市から区へ権限委譲を進めます。
- ・市は、区間にまたがる地域の課題を当該区と連携して検討・解決に当たります。
- ・市は、全市的な観点で、2つ以上の地域の課題を見だし、解決します。
- ・市は事業の計画、実施にあたっては、市民生活に密着した各区役所の意見・提案を謙虚に受け止め、実効ある大局的判断を行います。

〔補足〕

- ・市と区役所が、相互に連携し、様々な課題を解決する仕組みが必要です。
- ・本庁における現場感覚は大切なことです。その方法の一つとして、本庁機能を各区役所に設けることが考えられますが、全市的には機能の重複が発生し、非効率化につながります。他の方法としては、分野ごとに、本庁機能を各区に移すことも考えられます。区役所/区長とは独立の組織とします。例えば、川崎区は産業・経済局、幸区は福祉、中原区はまちづくり・建設など。

3 区役所を機能させるしくみ

(区民ニーズの把握)

区役所は、効果的な広報・広聴活動を推進して区民のニーズなどを的確に把握し、これを区政及び市政に反映させるように努めます。

区役所は区民から寄せられた問合せ・意見や提起された課題について、その実現の可否、調査の要否、克服すべき条件等を明示するよう努めます。

(区役所の権限強化)

区役所が地域事情に即した独自の判断で課題解決にあたるように、区役所は事業調整権限を持つなど、できるだけ区の自律性を高めます。

区長は、区独自の予算(事業)を確保し、効率的に執行します。

(区民会議)

区政方針の策定や区の予算関係などを審議し、区長に意見を述べる場として、区民会議を設置します。区長は、区民会議の審議結果等を尊重し、実行するよう努めます。

区民会議は、コミュニティの代表のほか、有識者及び公募の区民などから構成されます。

【解説、論点、提案、討議内容など】

(1) 区民ニーズの把握

- ・ 広報・広聴活動によって寄せられた区民の意見や要望等を一元的に集約し行政と市民が情報を共有する機関(例：コンタクトセンター)を設けます。
- ・ 区役所は、効果的な広聴・広報活動を展開して、潜在的な区政への要望を常に意識しながら、区民ニーズを把握し、区政への反映を行ないます。
- ・ 区役所は、把握した区民のニーズを市民、議会、行政で共有します。

〔補足〕

- ・ 「広聴」は、行政が市民の声に耳を傾けることで、市長への手紙、コンタクトセンター(検討中)、アンケート、モニター制度、各種説明会など、いろいろな方法がありますが、多くは一方通行という課題があります。
- ・ また、集まった声も、どのように集まっているか、どう分析されているかも市民には分かりません。集まった市民の意見、声を、行政と市民で共有する仕組みが必要です。
- ・ 区役所や区の施設などにまったく行かない市民、サイレントマジョリティ、普段、市政に関心を持たない層、特に勤労者の声を聞く方法を新たに設ける必要があります。
- ・ また、定期的に、区の現況把握のため、区民ニーズを含めた「地区カルテ」の作成も有効です。
- ・ 「区」と市民が接触できる機会を増やしていく必要性もあります。商店や、病院、駅などを情報ステーションとして利用したり、企業や各種学校などを通じて情報の授受を行うことも考えられます。

(2) 企画調整機能、予算、組織のあり方

- ・ 区長は地域の問題解決にあたります。区長は事業発案権、関連部局間の事業調整権を持ちます。
- ・ 区長は実質的な執行権を持つ予算の配布を行います。
- ・ 地域の視点からの区の独自予算（事業）を確保し、予算配分を適正に行います。
- ・ 事業の実施にあたっては、市民との協働を積極的に推進するとともに、民間への業務委託や民間人の専門能力を活かします。
- ・ 市民からの苦情や相談に迅速かつ的確に対処するため、従来の縦割り機能中心の対応に加えて組織横断的に対応して割り機能対応の迅速化を図ります。対応の進捗状況は随時当事者に明示できるようにします。

(3) 地域の課題を自主的に見出し解決する仕組み

- ・ 区民の提案は、コンタクトセンター経由か直接まちづくりセンターで受け付け、その実現の可否、解決すべき条件等についてまちづくりセンターで検討します。
- ・ まちづくりセンターの検討結果は、区民会議で審議し提案の採否を決めます。
- ・ 提案がどのように処理されたかについて、まちづくりセンターは提案者に回答します。
- ・ 区役所は、まちづくり推進組織、都市計画マスタープランなど、今ある仕組みをより充実させ、周知徹底することで、特色ある区の形成を推進します。
- ・ 区役所と区民は、地域の新たな課題を見だし解決に取り組むとともに、都市計画マスタープラン区構想、区内の種々の計画等を、総合的に進捗管理を行い、進捗に問題ある時は改善を行います。
- ・ 一定人数以上の区民は、行政に対する調査権、事業提案権・政策提案権を持ちます。行政は調査結果、事業化、政策化の可否を回答する義務があります。

〔補足〕

- ・ (行政の支援とコミュニティ連携)とも関連しますが、話し合いが不十分な事項です。組織的には、「まちづくり協議会」あるいは「まちづくりセンター」のようなものが担うことが考えられますが、後述の区民会議との関連性も議論が必要です。
- ・ 区民が区予算に対しての編成提案を行うことが出来ることも市民自治意識を高めるためにも有効であると考えられます。

(4) 区民会議

- ・ 区民会議は、地域コミュニティの代表のほか有識者および一般公募者で構成し、委員の選出は公正な視点に立って区長がこれにあたります。
- ・ 区民会議は、区独自の条例を市長に提案することが出来ます。
- ・ 区を横断したテーマ別市民会議の設置を行います。

〔補足〕

- ・ 区民会議が、現在の区政推進会議と同様な機能しか持たないのなら、不要という意見もあります。「区長は、区民会議の決定、提案を尊重し、実行します。」とすることで区政推進会議を超えた機能を担保しようとしています。
- ・ 区民会議から、予算編成の提案、事業提案が行うことも考えられます。この時、区民会議が立案していくには構成員、開催回数等で無理があると考えられます。何らかのまちづくり推進組織との連携が必要です。
- ・ 構成員の選定が行政主導で行われると「行政のお抱え会議」となる危険性があります。また、予算等の審議を行うことに対して、そこまでの権限があるのかと区民の代表性を疑う声も考えられます。県議・市議を加えることでこの代表性を持つことを担保するというとも言えます。
- ・ 一方、議事機関の一員である県議・市議を審議機関の一員とすることの疑義があります。

4 7つの区のあり方

(区の個性の尊重と連携)

各区は、それぞれの地域特性に基づいた独自性を発揮し、それぞれの個性を尊重することで川崎市としての個性を形成します。

各区は、相互の密接な連携を図っていくとともに、課題を共有する区同士の連携強化も図っていきます。

【解説、論点、提案、討議内容など】

(1) 区の個性の尊重と連携、市民サービスの公正性

- ・市民サービスについて全市的な公平性を堅持していくためには、各区相互の密接な連携を図っていくことが必要であるとともに、課題を共有する区同士の連携強化も図っていきます。
- ・7つの区の有り様については、社会情勢の動向を見極めながら将来にわたって検討していきます。
- ・各区は、それぞれの地域特性に基づいた独自性を発揮し、それぞれの個性を尊重することで川崎市としての個性を形成します。その範囲において、各区のバランスをとった、公平性への配慮が必要です。
- ・各区は川崎市としての統一感を保つため、区役所間の連携を図るとともに、課題を共有する他区との密接な連携を図ります。市は、区間にまたがる市民間のネットワーク形成の支援を行い、全市的な連携の場づくりをいろんな手段で推進します。

制度・しくみグループ

1 情報共有・流通¹のしくみ・制度

(目的：地方自治の基本である「情報共有・流通」のしくみ・制度を設けること)

市民と行政、議会が建設的かつ意味ある形で、「協働」して地方自治を実施するために、市民、議会、行政は、互いに必要な情報を共有する。

(情報共有の原則)

市は、「市と市民」、「市民と市民」が情報の共有を図るため、市の保有する情報をわかりやすく積極的に提供し、利用できる仕組・制度を整備し、市民が必要な情報を、必要な時、速やかにかつ容易に入手利用できるようにしなければならない。

(知る権利)

市民は、市の保有するすべての情報を知る権利を有する。

(個人情報の保護)

市は、個人情報の保護を図らなければならない。また、市民は、自分の情報をコントロールする権利があり、この権利に基づき、自己情報の開示、削除、訂正、目的外使用等の中止を求めることができる。

(情報共有の基本的な仕組)

上記のことを実行するために以下の3点を、情報共有を支える主な仕組とする。

<情報共有の仕組を支える3本柱>

- (1) 共有できる情報を整備する仕組や制度(共有する情報そのもの/資源/材料)
- (2) 情報を共有するための道具や仕組(道具)
- (3) 共有する人の育成(利用者/人)

【解説】

(1) 1の検討事項

互いに必要な情報

互いに必要な共有する情報の範囲・種類について、記述することが必要であることは検討されたが、具体的な内容についてはまだ検討されていない。

なお、市民が必要だと考える情報の具体的な内容については、これまで議論の過程で出されたものを2項の説明(以下)に記述してある。

¹金井先生の指摘より「流通」という言葉を追加。

説明：共有すべき情報内容の向上を目指す仕組として「情報共有・交流」があげられていた。「交流」は、情報を受け取ったり、発信したりするコミュニケーションを意図しているが、市民が情報を発信する仕組である、「市民提案制度」や、「パブリックコメント」が別の項目で扱われていることから、ここでは、情報がスムーズに流れることを意図した「流通」という言葉を用いた。

(2) 2の説明

情報共有を推進する責任は行政にある

情報共有をすすめる上では、保有する情報量の多い行政側に対し情報を提供し説明する責任が求められる。

市民が必要な情報

ここでは、理念的に、市民が地方自治に関わるために必要な情報と示したが、策定委員会における検討過程で出た市民が必要としている情報の具体的内容は以下に示す。

<内容の例>

- ・住民に判断を求めるとき（例：住民投票やパブリックコメントなど）は、判断できる情報を提供する
- ・市民に対し意見を求めたが、その意見を取り上げない場合の理由を明らかにする
- ・市民生活に何らかの変化が生じるときに事前にその変化に関する情報を提供する
- ・これから施策あるいは既に実施している施策の効果に関する情報を提供する
- ・施策のかかるコストに関する情報を提供する
- ・財務会計の情報を提供する
- ・予算手続きに関する情報を提供する
- ・施策を評価し、失敗とその原因など、行政にとって都合の悪い情報を提供する
- ・決定事項だけでなく計画過程や意思決定過程の情報を提供する
- ・検討過程で出た代替案がある場合はこれを提供する
- ・市民の日常生活に関わる情報（例：環境の汚染につながる情報）を提供する

上記に示した市民が必要な情報は、これまでの議論の過程で出たものを列挙したものであって、法的に問題がないかの検討はしていない。

必要な時、速やかにかつ容易に（情報共有のタイミング：可能な限り迅速な対応かつ必要な時期をはずさない）

市は、市民が情報を必要だと感じた時、容易に入手し、利用できるよう支援する必要があると考える。

誰が共有したい情報

ここでは、情報共有の原則と言いながら、市民サイドから共有したい情報についてしか述べられていない。行政サイドからの視点も必要ではないだろうか。

(3) 3の検討事項：

- ・現行、知る権利を規定している情報公開条例との関係は整理していない。
- ・「知る権利」はこれまでも規定されていたが、それでも、市民の間では、知ることができる情報について不足感があることがこれまでの議論で明らか。つまり、「知る権利」の規定だけでは不十分だったともいえる。そこで、自治基本条例で規定したい「知る権利」は、これまでの不備をカバーするものとしたい。例えば、情報を知ることができるだけでなく、自治の道具として活用できることまでを念頭に、「情報を利用する権利」と表現することなどが考えられる。

(4) 4の説明：

- ・現行、個人情報保護を規定している個人情報保護条例があるが、あえて、ここに規定している。

（情報の安全管理 / 情報セキュリティを確保する問題）

- ・個人情報保護では主にプライバシーの侵害等について規定されているが、情報の管理全般についての安全性に触れていないと思われる（確認は必要）。したがって、自治基本条例では、膨大な情報を保有している行政に対しその安全性確保に関する網羅的な規定を設ける必要があると考えているが、これについては検討していない。例えば、第三者機関を通じた認証を受けるなどの適切、公正な方法で情報の安全管理を徹底する必要があると思われる。

(5) 5の説明

情報共有を支える3つの柱の説明

共有できる情報を整備する仕組みや制度

市民が共有できる情報源が市民の要求にそって継続的に整備拡充していく仕組みが必要。そのためには、市民が必要だと感じている情報要求を簡単に表明できる仕組みと、その情報要求を総括的に管理処理する組織が必要だと考える。

また、これらの要求が処理される仕組みは、公正に処理される仕組みでなければならない。

この他、提供する情報を統括的に管理することが必要。

<具体的な指摘の例>

- ・一定以上の要求がある情報について、手軽な手段で閲覧できる情報にする仕組み（手軽な情報手段とは：ホームページ、図書館、各区行政資料コーナー）
- ・行政/行政活動に関する情報を持っている組織が、互いの情報を共有できる整理分類が必要（行政内部でも情報の所在が互いにわからないという現状から）

情報を共有するための道具や仕組み

情報を共有するための道具や仕組みは、協働の自治を実現するために、一層の充実が求められる部分である。個々の市民の問い合わせに対し行政だけが情報を探し、情報を提供するのではなく、市民も自ら必要な情報を入手し活用することができる基盤を整備し、セルフサービスの情報活用の仕組みを充実する必要があると思われる。

<情報へのアクセスの道具>

市は、情報利用スキルが多様な市民が不利益を被ることなく情報へのアクセスが可能となるよう、情報技術を活用するだけでなく、図書館などの地域に密着した施設を活用した多様な情報へのアクセス方法を用意しなければならない。

また、区単位の行政活動が活発になることが予想されるため、区単位の情報へのアクセスをより充実させる必要がある。

<情報へのアクセスを支援する仕組み>

実際情報へのアクセスを試みると、行政活動に詳しくない市民が必要な情報へたどりつくのは困難であることが多い。そのため、市民が求める情報にたどりつくことができるよう支援する仕組みが必要と思われる。例えば、市民が知りたいと思う質問を受け付ける情報サービス窓口や、現状提供されている情報検索サービスやシステムの充実も考えられる。（探し方や検索語を提示するだけでも検索しやすさは格段に上昇する）

共有する人の育成

自治に関係する人間が、情報を利用することができるようにすることが必要。そのためには、情報を利用する動機付けと利用するスキルが必要である。

<情報を利用する動機付け>

現実感のない研修や、勉強会などではなく、協働自治を実行する上で相互理解を深め、情報利用をスムーズにすることを期待できる、実利の伴った情報利用の動機付けができる仕組みがあればいいと考えている。

例えば、制度上の身分について細かな検討はしていないが、市民・行政職員・議員の各身分の流動性²を高め、それぞれの立場を経験できる仕組みを設けることはどうだろうか。その一例として、例えば、である。（パートタイム議員、パートタイム職員）（既にあるのは審議会等への市民公募制度や市民課職員の社会教育指導員など）

²市民、行政職員、議員の流動性の向上については、現在ある統合的な情報公開制度の向上する方法のひとつとして、金井先生の指摘にもある

< 情報を利用できるように教育あるいはサポートする仕組み >

方法としては、個別に指導する方法と、グループで対応する方法が考えられる。前者の個別に対応する場合は、情報が欲しいと個別に問い合わせがあった場合に対応していくことになる。後者は、ある程度指導する内容が類型化できる場合で、講習などで対応して行くことが考えられる。

【補足説明】

どこにも入らなかった事項

情報要求に対する「説明責任」や「応答責任」

これまでの議論で、「説明責任」や「応答責任」が多く指摘されている。これらをまとめてみると、「現在抱えている疑問に答えてくれない」つまり、市民が抱えている行政活動に対する疑問に対する回答が得られない市民が多いということだった。

ここでは、個別の疑問に対する応答責任を規定するのではなく、市民の情報要求を考慮し、本来提供されるべき情報の種類と思われるものは、情報共有の仕組みの中で提供されていくことを考えた。共有した方がいい情報の種類としては、こうした議論の過程で出された具体的な、市民の情報要求の内容（「判断材料」や「却下された意見の却下理由」）として、2の説明に示している。

なお、パブリックコメントに対する説明責任や応答責任のような個別具体的な市民の要求に対する責任はそれぞれの項で規定することとしている。

情報共有の対象機関

情報共有を求められる対象機関（例：執行機関、議事機関、出資法人、委託先）について規定する必要があり、また、対象となる出資法人や委託先機関を選択するルールについては、個別条例で別に定めることまでは検討されたが、具体的に対象となる機関について、まだ、検討していない。

情報共有のためのそれぞれの役割

情報共有の仕組みを進めるために、それぞれの役割や認識が必要課と思われるが、このことについては検討していない。

例えば、「市と市民は、地方自治の共同体として、情報の共有を促進することに努める。市は、より効率的な情報共有のため、常に業務を改善して行くような仕組みが整備。一方、市民は、情報を積極的に利用し、要求を表明することで、よりよい情報流通の仕組みを形成することに貢献する。」など考えられる。

2 広聴のしくみ

1 (広聴の一般原則)

市は、常に市民から意見・提案(以下、「意見等」という)を求めるようにつとめる。

市民は、市政について広く意見等を表明する権利を有する。

市議会、執行機関は、市民の意見等に対して誠実かつ速やかに応答する責務を負う。

2 パブリック・コメント

執行機関は、市民生活に大きな影響を及ぼすような条例・規則・要項を制定しようとする場合、市民生活に大きな影響を及ぼすような施策を策定する場合には、市民からパブリック・コメントを聴取しなければならない。

パブリック・コメントを聴取する範囲並びに聴取の方法は別に条例で定める。

執行機関は、市民から聴取したパブリック・コメントの結果及びその回答を可及的すみやかに公表するものとする。

執行機関は当該機関の実施した施策について、市民による評価を求めるために、パブリック・コメントを聴取するものとする。

【解説】

1. これまで行われている広聴には、「市長への手紙」、パブリック・コメントなどがある。
2. 広聴の手段として今後さらに重要な位置を占めることが予想される「パブリック・コメント」については、これまで成文法規が無かったが、自治基本条例に総論的な規定をおき、細部については、「パブリック・コメント条例」を定めることにする。パブリック・コメントについての基本法規は、横須賀市では「市民パブリック・コメント手続条例」として、「条例」となっているが、茅ヶ崎市では「指針」となっている。
3. 「パブリック・コメント」の語については、英語のまま使うか、「市民意見」、「市民公益意見」などのような訳語を作っていくのかを検討することも考えられるが、「パブリック・コメント」の語が半ば定着している現状に鑑みて、カタカナのままでよいと考える。

3 住民投票制度

（市民投票の目的）

市は、市政に係る重要事項について直接、市民の意思を確認し、その結果を市政運営に反映させるため、別に定める条例に基づき、市民投票を実施することができる。

（市民投票の原則）

- 1 重要事項に対する市民投票の実施

市民生活に重大な影響を及ぼす重要事項について市民投票を実施する。

- 2 市民投票に先立つ情報共有・議論

市民投票は、市長、議会、市民の各者が責任をもって、争点に関する十分な情報の共有、十分な議論、討議、十分な審議を尽くした後に実施する。

- 3 結果の尊重

市長、議会、市民は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

- 4 市民投票の発議権

市民、市長、議会は、市民投票を発議することができる。

（市民投票の条例化）

「市民投票の対象」「市民投票の請求、発議に関すること」「市民投票に参加できる者の資格」「その他市民投票実施に必要な事項」は、別に条例で定める。

（市民投票を実施する範囲）

市民投票を実施する最小区域は「行政区」とし、最大区域は「全市」とする。

【解説】

制度の必要性、自治基本条例への規定について

市政に市民意思を直接反映させることができる制度として自治基本条例に規定する。

基本条例には大きな原則を規定する。

最重要事項に対する市民投票実施の原則

市民投票に先立ち十分な情報共有と議論を行う原則

市長、議会、市民の投票結果の尊重の原則

発議権の原則

基本条例、市民投票条例に運用の大綱（対象事項要件、請求・発議要件、投票要件、その他）を定めておくことにより、重要事項ごとに条例をつくらなくてもよい、市民にとって使い易い制度としての「常設型」を原則とした。

- 3 結果の尊重 に「市民」の尊重義務を課すことについて、次の意見があった。「議会、市長と市民の行政上の責任が異なると思われる市民の結果尊重については、個人の権利を制限するおそれがあるので、市民に結果尊重を求めるかどうかを盛り込む件は注意が必要。慎重に検討する必要あり。」

市民投票は新設制度である。これを現に行うには川崎市の都市規模、コスト、二元代表制との関係、市民投票の対象事業、対象区域を「区」で実施するか等々詰めるべき

問題がたくさんあるが、他の専門委員会（住民投票制度検討委員会）で十分検討されているので制度設計にまで深入りしない。基本的には、情報共有と討論の過程を経たうえで、必要があれば用いる最終的手段と位置づける。

市民投票の対象事項（例示）

- ・ 市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項
- ・ 市民投票を実施しなければならない事項

（市域の分割併合）（大規模公共事業の是非）（一定額以上の起債）（一定割合以上の請求者があった事案）

市民投票に付することが適当でないことが明らかに認められる事項等は投票対象から除外する。

請求・発議要件（例示）

- ・ 投票できる人の総数の1/10以上の連署をもって...
- ・ 議員定数の1/12以上の賛成を得て...

投票要件（例示）

- ・ 満18歳以上の日本人と永住外国人

成立要件（例示）

- ・ 投票有資格者数の1/2以上の投票と過半数の賛成

市民投票における「区」について

市域が細長く、区毎に地域特性が異なるので課題も様々、区民の関心対象事案にも違いがある。区の人口規模は20万人程度で特例市なみ。まちづくりを進める拠点の役割を担っている。

以上の観点からも、「区」が分権拠点として法人化されることを前提にして、「区」を市民投票の単位とすることを提案している。

しかし、「区」単独の住民投票については、区への予算権移譲、権限委譲が必要とされるため、指定都市制度の改革や区行政改革の動向を踏まえながら検討していく。

4 権利の救済

市民は市政一般について不利益な扱いを受けた場合市長に対して苦情、不服並びに権利の救済を申し立てる事が出来る。

市長はこの目的を果たすための市の最高常設司法・救済機関として市民総合オンブズマンを設置するものとし別に条例を定める。

この最高司法・救済機関は市の組織横断的な総合的機関であり、透明性・公正性を旨とし可能な限りの市民参加を実現して設置・運営されなければならない

市民総合オンブズマンは公正、中立な立場で市民の申し立てに対し誠実迅速に対応しその解決に当たると共にその結果を市民に公表し、また解決に至らなかった問題に関してはその理由を市民に説明する責務を有する。

市民総合オンブズマンは上記の責務と共に、自らの発意で行政監視、行政改善の任に当たる責務を有し、それらの為の調査および市長への勧告・提言の権限を有する。

市長並びに市執行機関はこの勧告・提言を尊重し必要な措置を講じなければならない。

市長は本条例の救済制度をはじめ地方自治法などの法による住民救済手続きについて広く市民に対して分かり易く説明・周知し、市民が知らない事による不利益を受けぬようにする責務を有する。

市長は市民の直接請求が否決された場合は、次の一般投票で住民表決に付さねばならない。

【解説】

5 評価

市の執行機関（市長、部局、各種委員会）は、実施した主要事業の政策評価・行政評価を実施し、その結果を市民にわかり易く公表し、次年度の政策、および業務の執行に反映する。

市民参画による評価を行う。

制度の具体化は、個別条例（または規則・要綱）に委ねる。

【解説】

事業としての配分された予算の流れを市民に、わかり易く説明して、もらいたい（現在は、わかりにくい）。

市民参加型の評価制度が定着することを期待したい。

6 財政運営

市の財政は、これが市民の税金その他の貴重な財源によって支えられていることを踏まえ、中長期的な視野に立ち、自立的かつ健全に運営されなければならない。

市長は、予算の編成にあたっては、その過程をできる限り公開し、市民が提案できる機会と予算の原案について市民の意見を聞く機会をつくらなければならない。

市長は、予算の編成及び執行にあたっては、総合計画及び行政評価の結果を踏まえ、効率的かつ効果的に財源を活用しなければならない。

市長は、予算の編成及び執行その他財政運営に関する状況を明らかにした資料を市民にわかりやすく作成し、見解を付して公表しなければならない。

市長は、市の財産の保有状況を明らかにするとともに、財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

【解説】

1は、財政の根本原則として、市民の貴重な税金等を財源としていることを認識して運営が行われるべきことを規定する。

2は、市民の権利として、予算編成に際して予算に関する提案と予算原案について意見を述べる（パブリックコメント）機会を設けることを規定する。（市民の権利を検討しているグループと関連あり。）

3は、予算編成とその執行にあたっての市長の責務を規定する。

4は、財政運営についての情報の提供、説明責任を規定する。財政運営に関する状況を明らかにした資料については、自治法に定められたもの他、貸借対照表や行政コスト計算書などが考えられる。

予算の1%を市民の公共公益活動に使う仕組みは考えられないか。

市債の発行にあたり、市民が積極的に購入する仕組みは考えられないか。